

# 標茶町都市計画マスタープラン

令和3年3月

標茶町



## 目 次

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>I. 計画の概要</b> .....        | <b>1</b>  |
| 1. 都市計画マスタープランの概要 .....      | 1         |
| 1-1. 計画の目的 .....             | 1         |
| 1-2. 計画の法的な位置付け .....        | 3         |
| 1-3. 計画の期間 .....             | 4         |
| 1-4. 計画の対象区域 .....           | 5         |
| 2. 都市計画マスタープランの構成と策定体制 ..... | 6         |
| 2-1. 計画の構成 .....             | 6         |
| 2-2. 計画の策定体制 .....           | 7         |
| <b>II. 全体構想</b> .....        | <b>9</b>  |
| 1. 都市づくりの理念 .....            | 9         |
| 2. 将来人口について .....            | 10        |
| 2-1. 将来人口について .....          | 10        |
| 2-2. 市街地人口について .....         | 10        |
| 3. 将来都市構造 .....              | 11        |
| 3-1. 将来都市構造 .....            | 11        |
| 3-2. まちづくりに向けた課題 .....       | 14        |
| <b>III. 分野別構想</b> .....      | <b>17</b> |
| 1. 土地利用及び住環境の基本方針 .....      | 18        |
| 1-1. 土地利用の基本的方向及び基本方針 .....  | 18        |
| 1-2. 住環境の基本的方向及び基本方針 .....   | 21        |
| 2. 交通体系及び道路環境の基本方針 .....     | 24        |
| 2-1. 交通体系の基本的方向及び基本方針 .....  | 24        |
| 2-2. 道路環境の基本的方向及び基本方針 .....  | 25        |
| 3. 公園緑地及び都市緑化の基本方針 .....     | 27        |
| 3-1. 公園緑地の基本的方向及び基本方針 .....  | 27        |
| 3-2. 都市緑化の基本的方向及び基本方針 .....  | 28        |
| 4. 都市景観の基本方針 .....           | 30        |
| 4-1. 都市景観の基本的方向及び基本方針 .....  | 30        |
| 5. 都市防災の基本方針 .....           | 32        |
| 5-1. 都市防災の基本的方向及び基本方針 .....  | 32        |
| 6. 町民参加の基本方針 .....           | 34        |
| 6-1. 町民参加の基本的方向及び基本方針 .....  | 34        |

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>IV. 資料編：標茶町の現状と課題</b> .....   | <b>36</b> |
| 1. 標茶町の概要 .....                  | 36        |
| 1-1. 位置 .....                    | 36        |
| 1-2. 人口・世帯構造 .....               | 36        |
| 1-3. 産業構造 .....                  | 39        |
| 1-4. 財政状況 .....                  | 41        |
| 2. 標茶町の都市計画 .....                | 42        |
| 2-1. 都市構造 .....                  | 42        |
| 2-2. 交通 .....                    | 46        |
| 2-3. 災害の想定される区域 .....            | 49        |
| 2-4. 都市機能 .....                  | 50        |
| 3. 都市計画を取り巻く意向 .....             | 51        |
| 3-1. 居住環境で重要と考えるもの .....         | 51        |
| 3-2. 将来の居留意向 .....               | 51        |
| 3-3. 生活環境の項目別満足度 .....           | 52        |
| 3-4. 生活環境全般の満足度 .....            | 52        |
| 3-5. 現状の満足度平均と施策に対する期待度 .....    | 53        |
| 3-6. まちづくりの方向性 .....             | 53        |
| 3-7. まちづくりの重点対策（複数回答） .....      | 54        |
| 3-8. 持続的な発展のため行っていくべきまちづくり ..... | 55        |

## I. 計画の概要

### 1 都市計画マスタープランの概要

#### 1-1. 計画の目的

標茶町(以下「町」という。)の都市計画は、昭和 29 年に都市計画区域の指定を受けてから約 65 年を経過しており、この間には市街地の計画的な発展を誘導し秩序ある健全な市街地をつくるため用途地域を指定し、土地利用の規制や街路・公園・下水道・土地区画整理事業などの都市基盤の整備を計画的に行ってきました。しかしながら、近年の町をとりまく社会情勢は大きく変化し、少子高齢化、中心市街地の空洞化や住民の価値観の多様化等が顕在化しています。そのため、このような状況に適切に対応した個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい将来都市像を明確にし、諸施策を総合的かつ体系的に展開していくことが重要となっており、都市計画の果たす役割はますます重要なものとなっています。

こうしたなか、平成 4 年の都市計画法の改正によって、都市計画法第 18 条の 2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)が創設されたことを受け、町の都市計画の現状と背景を踏まえ、産業・社会構造の変化の急速な進展や住民の価値観の多様化等に適切に対応し、ゆとりと豊かさを実感できる居住の場としての個性的で快適な都市(まち)づくりを進めるため、町民の理解と参加のもとに 21 世紀に目指すべき都市像を構築するとともに、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくために将来的な都市(まち)づくりの基本方針を示すことを目的として平成 14 年度に『標茶町都市計画マスタープラン』(以下「本計画」という。)を策定しました。

現在、計画策定後 15 年以上が経過し、わが国の社会・経済を取り巻く環境は、急速な人口減少と高齢化の進行、地球規模での環境保全や災害への対応など社会情勢が大きく変化する中、標茶町を取り巻く都市づくりの事情も急速な変化が見込まれます。

このような背景から、令和 3 年度を初年度とする標茶町第 5 期総合計画に合わせて、策定から 15 年を経過する「標茶町都市計画マスタープラン」の見直しを行うこととしました。

本計画は、都市計画法(以下「法」という。)を根拠法令として、町における都市計画に関する基本方針として策定します。

■ 都市計画関係法令の体系



1-2. 計画の法的な位置付け

本計画は、法第 18 条の 2 に規定されるとおり、町の「標茶町総合計画」（以下「総合計画」という。）の基本構想に即するとともに、国や北海道における諸計画と基本的な整合が図られた町の都市計画における基本的な方針として位置付けられることから、土地利用、市街地開発、道路、公園、下水道など、今後、町が定める都市計画は、本計画の内容に即したものとしなければなりません。

■都市計画法第 18 条の 2 の条文

都市計画法第 18 条の 2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

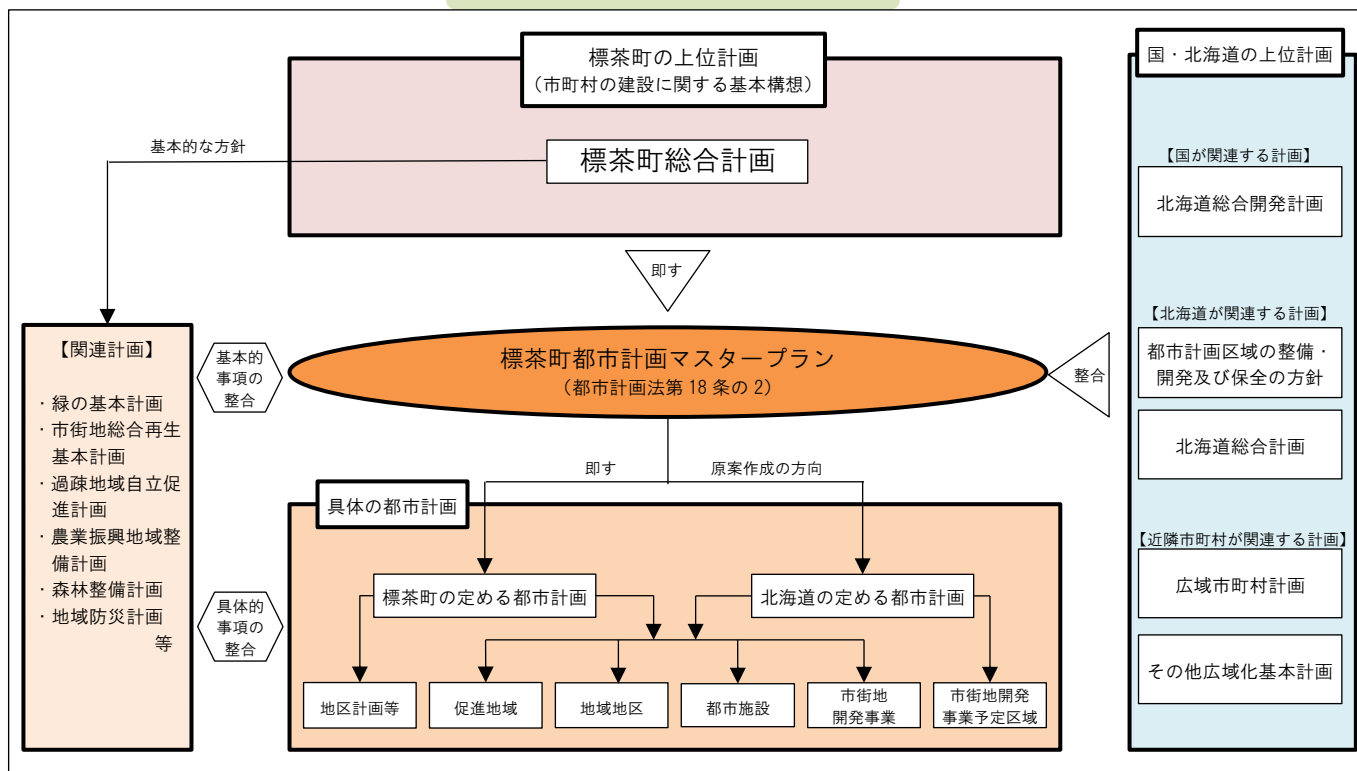
市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

■本計画の法的な位置づけ



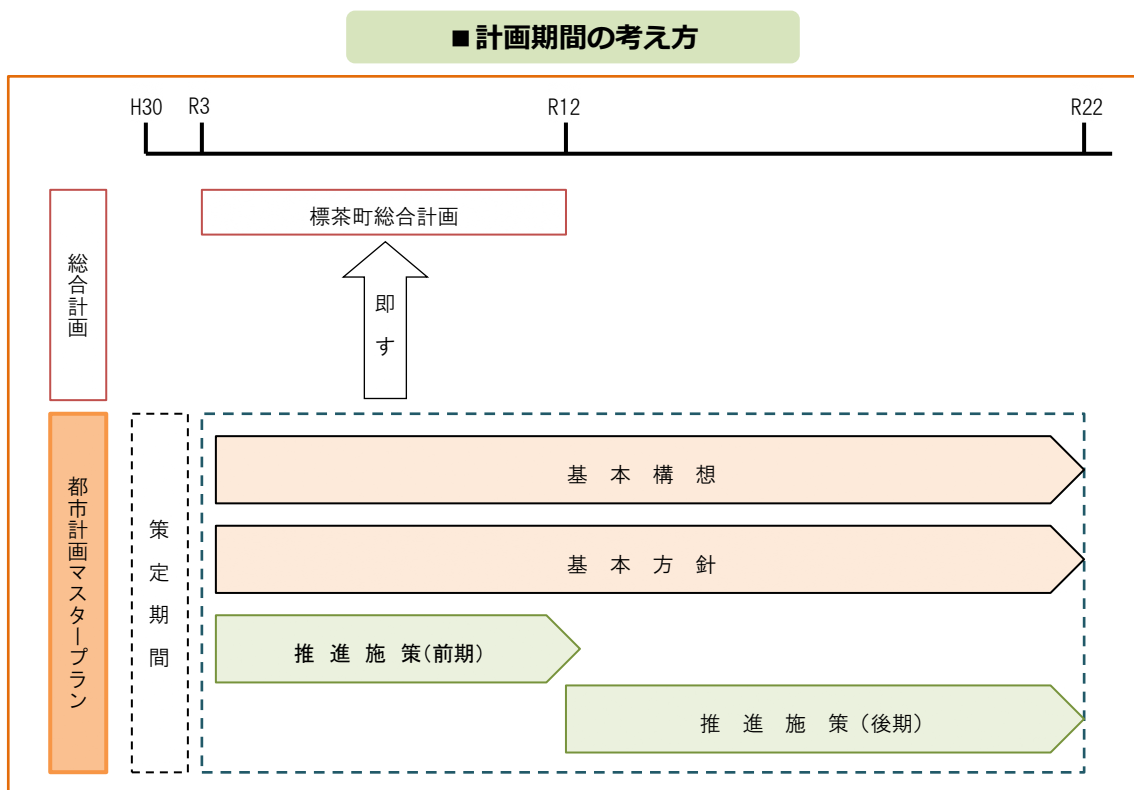
## I. 計画の概要

### 1-3. 計画の期間

本計画は、21 世紀に目指すべき将来都市像を明確にし、その実現に向けたまちづくりの基本方針を定めるという計画の目的から、本計画において将来都市像を含む基本構想については、明確な目標年次を持たず長期的な将来を見据えた一貫としたものと位置付けますが、まちづくりの基本方針については総合計画との整合性を図りながら、令和 22 年度(西暦 2040 年)までの 20 年間を目標年次として設定します。

それ以降については、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮して総合計画との整合性を図りつつ計画全体を位置づけ、さらに推進施策として前期 10 カ年、後期 10 カ年とし、その時代のニーズに即した計画への対応をしていくものとします。

計画期間の考え方のイメージは、次の図に示すとおりです。

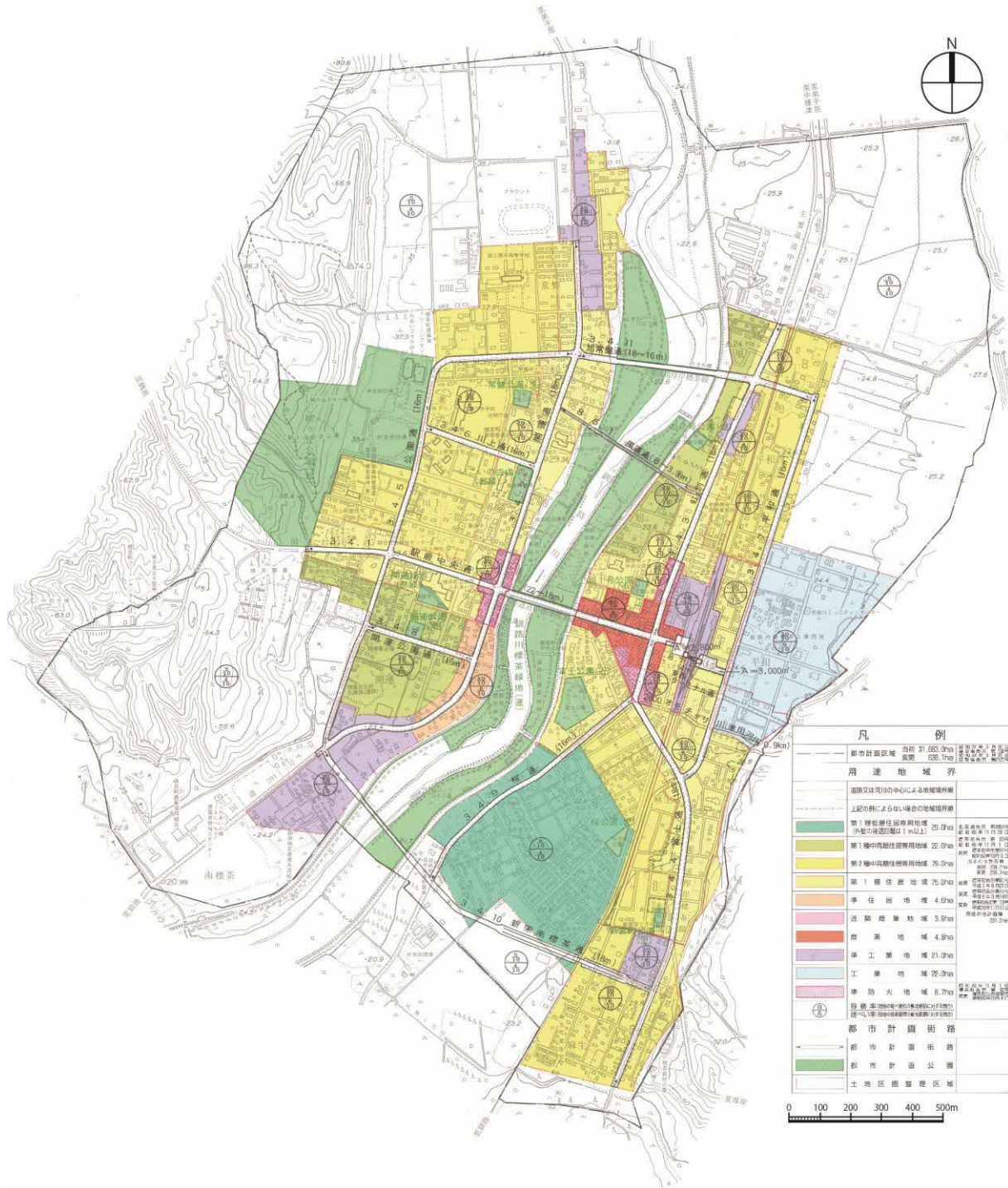




1-4. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、標茶都市計画区域（約627ha）とします。

■ 標茶都市計画区域位置図



## 2 都市計画マスタープランの構成と策定体制

### 2-1. 計画の構成

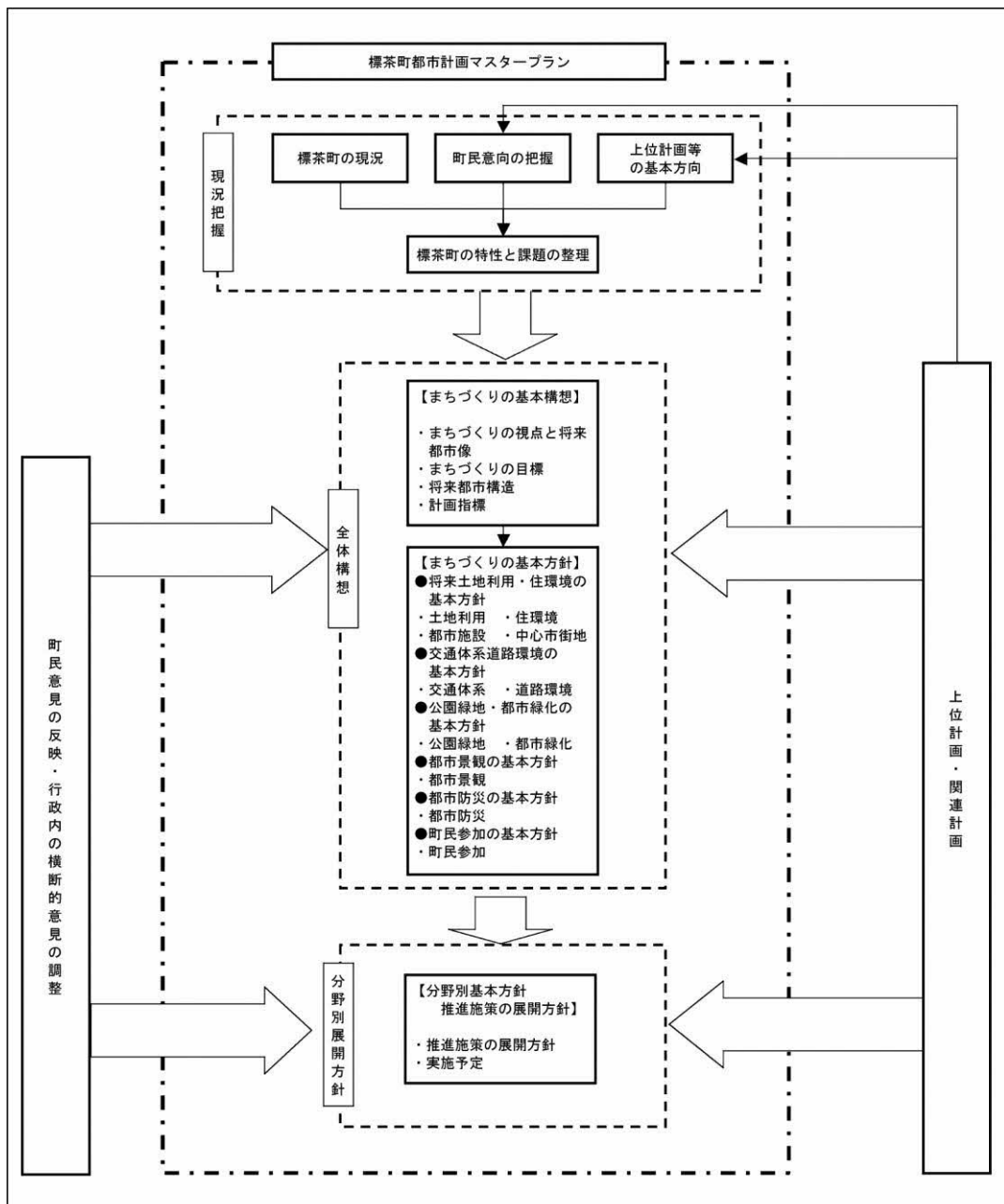
本計画における策定の流れと計画で定める項目の構成は、次に示すとおりです。

都市計画マスタープランは、全体構想と分野別構想を骨格として構成します。

全体構想においては、現況把握による地域・地区の特性や課題を十分に考慮した土地利用・交通体系などの都市(まち)づくりの基本方針を総合的に策定することによって、推進施策を分野別構想でまとめるものとします。

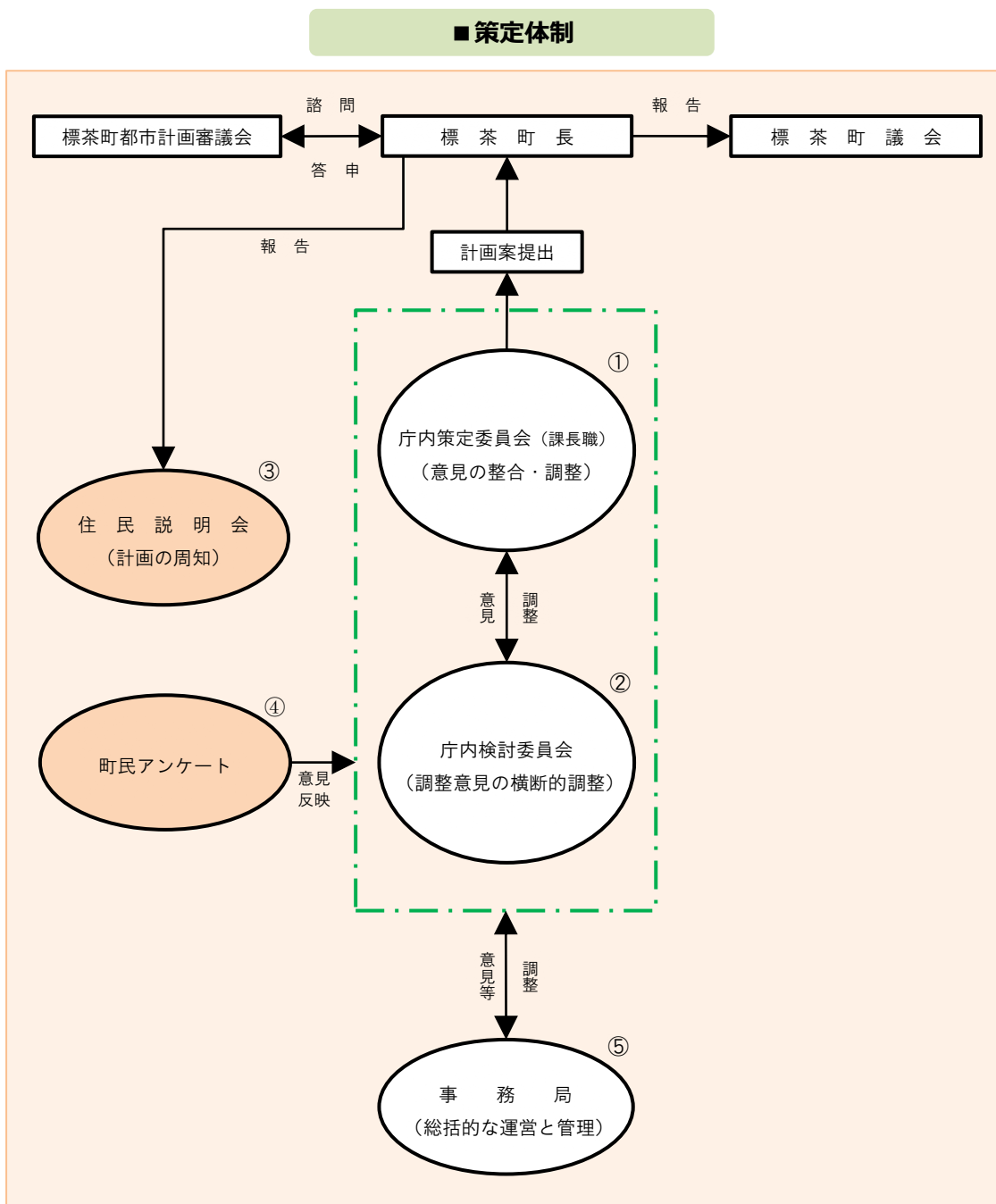
分野別構想については、大きく6つの柱に分け策定していきます。

#### ■ 計画の構成



2-2. 計画の策定体制

本計画は、計画策定における企画・立案の段階からの町民参加による町民意見の反映と行政内部における横断的意見調整を図る目的から、次図に示す策定体制によって策定されています。



## I. 計画の概要

### ■ マスタープラン策定に係わる委員会の設置及び組織・運営について

#### ① 庁内策定委員会

庁内の各関係部局の課長職以上で副町長を座長に構成され、基本的な策定方向や庁内検討委員会で検討された内容について精査し、計画案の決定を行います。

#### ② 庁内検討委員会

庁内の各関係部局の係長職によって構成され、庁内の横断的意見の調整を図るとともに、庁内策定委員会における意見や提案について調整します。

#### ③ 住民説明会

町民・地区住民を対象に計画内容を広く知らしめる活動として位置付け、幅広い意見の収集と計画の周知を図ります。

計画策定の進捗状況の周知については、広報等に掲載することや町のホームページを利用して公開するものとします。

#### ④ 町民アンケート

町内都市計画域に在住の全世帯を対象にアンケート調査を実施し（平成 30 年 12 月）、町民意見を反映します。

#### ⑤ 事務局

策定体制全体における策定作業の進捗管理、連絡・調整、情報提供など、計画策定に係わる総括的な事務全体を担います。

## II. 全体構想

### 1 都市づくりの理念

標茶町の上位計画である「標茶町第5期総合計画」のまちづくりのテーマは、「みんないきいき みんなでつくる ～自然とともに生きるまち しべちゃ～」としています。これは、「住民や企業、行政などすべての人による協働で、住む人がいきいきと生活し、理想に向かうまちづくり」及び「誰もが『しべちゃ』のまちを誇りに思うことができるよう、魅力あふれるまちづくり」をめざすという意味が込められています。

また、「みんないきいき みんなでつくる ～自然とともに生きるまち しべちゃ～」をめざし、次の5つの基本目標が定められています。

1. みんなで魅力と価値を生みだすまち
2. みんなで支えあう健やかなまち
3. みんなが安心して暮らせるまち
4. みんながいきいき学んで育つまち
5. みんなで創造できるまち

本都市計画マスタープランでは、上記「みんないきいき みんなでつくる ～自然とともに生きるまち しべちゃ～」を受けて、都市づくりの主体は、その地域に住み、働き、活動する住民、事業者・団体などであり、目指すべき都市像の実現を図るためには、住民一人ひとりが、まちの未来を創るのは自分たちであるという意識を持ちながら、年齢や職業、社会的な立場、居住地などが異なる様々な人々がその世代や職業、立場などを超えて、一人ひとりが公共の視点を持って共にまちを創るという意志を強く持ち、その役割と責任を果たすための都市づくりへの主体的な参加が必要であると考えます。

また、本町の名前の由来は、アイヌ語の「シベツチャ」が語源で「大川のほとり」を意味しており、川は人々の生活に大きな関わりをもってきました。

明治の川船による水運の交通路から始まり、川の恵みを十分に受けた生活基盤としての役割、人びとの交流の場、自然とのふれあい、やすらぎの場として、また、市街地の景観の中心的な役割を担ってきた釧路川を源として、東西にコンパクトにまとまり発展してきた市街地であり、今後も広大な河川空間を軸として、土地利用の明確化や都市的基盤施設の充実、安心して暮らせる環境整備等に加え、町民が快適に生活を送ることができる都市づくりを目指します。

このような「まち」を創るために、住民・事業者・行政のそれぞれの役割分担を明確にし、それぞれが役割と責任を果たしながら、住民・事業者・行政の連携・協働によって『自然と共生』しつつ『産業と地域』を育てていくことを基本姿勢とします。

これらを受け、「**みんないきいき みんなでつくる ～自然とともに生きるコンパクトタウン しべちゃ**」を都市づくりの理念として設定します。

### 2 将来人口について

#### 2-1. 将来人口について

標茶町の将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所に基づく推計では、今後も減少が続き、令和 22（2040）年には約 4,924 人（平成 27（2015）年人口の 64%）になると予想されますが、標茶町人口ビジョンにおける目標人口は、合計特殊出生率 1.73 を保ちながら純移動数が 70 人程度となるように取り組むこととし、その場合には令和 22（2040）年の人口は 6,400 人になると見込んでいます。

本計画においては、国立社会保障・人口問題研究所に基づく推計に沿った人口を原則としたまちづくりを形成するものとし、令和 22（2040）年には約 4,900 人と設定します。

今後は、人口減少に対応したコンパクトなまちを維持しながら、少子高齢化に対応したまちづくりを進めます。

#### 2-2. 市街地人口について

過去 20 年間（平成 7～27 年）の人口推移をみると、行政区域全体で 77%、都市計画区域で 88%、用途地域で 83%に減少しています。

標茶町の将来人口については、今後も減少傾向が予測されるなか、人口の減少ペースを少しでも遅らせることを目標としています。

また、これまで微増傾向にあった世帯数も平成 17 年以降は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くと予想されます。

これらのことから、当面は現在の市街地を維持しつつも、将来的にはより人口規模に見合ったコンパクトな市街地形成を見据え、その指針となる立地適正化計画の策定（居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定）を検討します。

### 3 将来都市構造

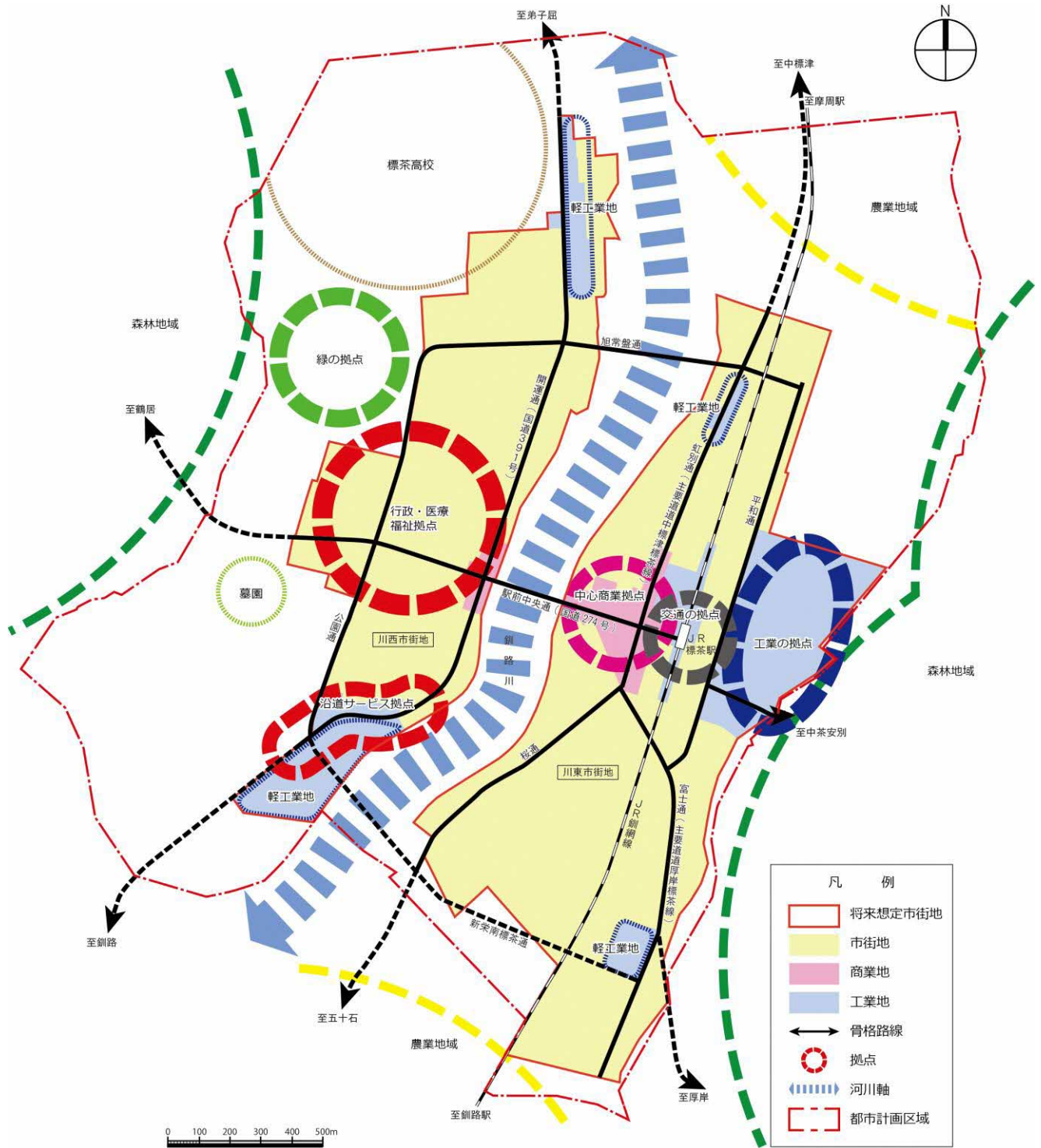
#### 3-1. 将来都市構造

標茶町の市街地の特性は、市街地の発祥の源である釧路川を軸に、東西にコンパクトな市街地が形成されていることから、今後も市街地形成及び生活環境にとって重要な役割を果たし、共に歩む釧路川を「市街地のシンボル軸」、すべての生活の場としての東西の市街地を位置付けます。また、都市機能の中心となる6つの拠点、さらに、「市街地形成のための骨格」として9路線による環状型骨格路線と鉄道を位置づけます。以上によって、よりコンパクトな都市機能の充実を図ります。

#### ■ 標茶町の都市構造

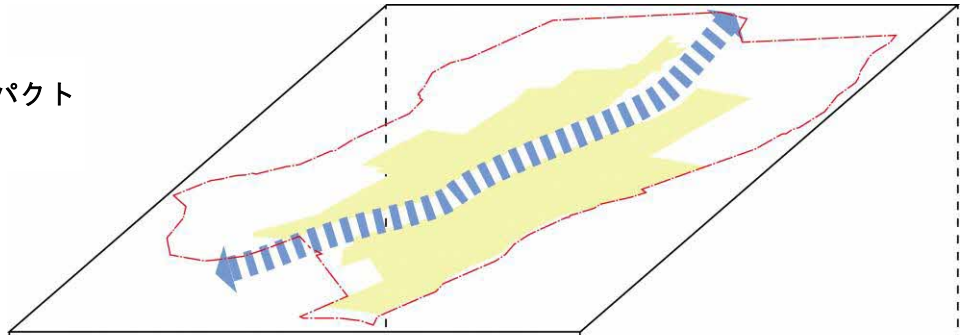
| 拠点・軸・骨格                                 | 要素                       | 位置づけ  |
|---|--------------------------|---|
| ■ 市街地のシンボル軸とコンパクトな2つの市街地                | ① 釧路川                    | 東西の市街地の中央に位置する釧路川は、町の名前の語源になっており、豊富な水と広大な河川敷地は、河川緑地としての整備も進み、水辺空間を活用した自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーション等の交流の場及びやすらぎの場として、堤防空間の環境整備による景観環境の充実など、市街地の形成や生活環境にとって重要な役割を果たしていることから、市街地のシンボルとして充実を図る。 |
|   | ② 川西市街地                  | 釧路川を挟み西側の市街地  |
|   | ③ 川東市街地                  | 釧路川を挟み東側の市街地  |
| ■ 都市機能の中心となる6つの拠点                       | ① 行政・医療・福祉拠点             | 役場、町立病院など、公共施設が集積する行政・医療・福祉機能の中心  |
|   | ② 中心商業拠点                 | J R 標茶駅前を中心とするまちの商業機能の中心  |
|   | ③ 沿道サービス拠点               | 沿道サービス施設が集積する沿道サービスの中心  |
|   | ④ 緑の拠点                   | 総合公園  |
|   | ⑤ 工業の拠点                  | 駅東に位置する工業団地   |
|   | ⑥ 交通系の拠点                 | J R 標茶駅   |
| ■ コンパクトな市街地形成のための骨格（9路線による環状型骨格路線整備と鉄道） | ① 都市計画道路 開運通（国道391号）     | 広域幹線道路として釧路・網走方面を結ぶ開運通（国道391号）を、西側市街地を縦貫する骨格路線とする。  |
|   | ② 都市計画道路 駅前中央通（国道274号）   | 広域幹線道路として十勝方面を結ぶ国道274号を西側市街地の骨格路線とする。   |
|   | ③ 都市計画道路 虹別通（主要道道中標津標茶線） | 広域幹線道路として中標津方面を結ぶ主要道道中標津標茶線を、東側市街地を縦貫する骨格路線とする。   |
|   | ④ 都市計画道路 富士通（主要道道厚岸標茶線）  | 広域幹線道路として厚岸方面を結ぶ主要道道厚岸標茶線を、東側市街地を縦貫する骨格路線とする。   |
|   | ⑤ 都市計画道路 旭常盤通            | 西側市街地の国道391号と東側市街地の主要道道中標津標茶線を結ぶ旭常盤通を東西市街地の生活・文化・産業などを連絡する骨格路線とする。  |
|   | ⑥ 都市計画道路 新栄南標茶通          | 西側市街地の国道391号と東側市街地の主要道道厚岸標茶線を結ぶ新栄南標茶通を東西市街地の生活・文化・産業などを連絡する骨格路線として位置付けていたものの、都市計画決定後、長期未着手となっており、そのあり方について検討を進める。   |
|   | ⑦ 都市計画道路 公園通             | 西側市街地の外郭を連絡する公園通は主要施設を結ぶ骨格路線とする。  |
|   | ⑧ 都市計画道路 平和通             | 東側市街地の外郭を連絡する平和通は工業団地を結ぶ骨格路線とする。  |
|   | ⑨ 都市計画道路 桜通              | 東側市街地と郊外を連絡する桜通は釧路方面（五十石）を結ぶ骨格路線とする。  |
|   | J R 釧網線                  | 釧路等と網走方面を結ぶJ R 釧網線は、観光などの産業の広域交流の骨格として位置づける。  |

■ 将来都市構造図

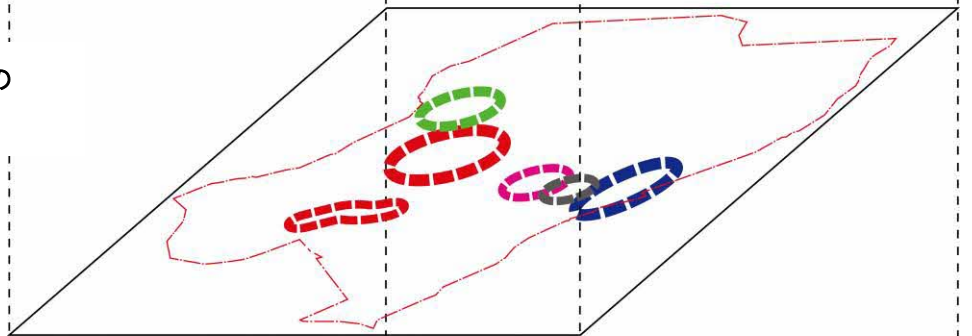




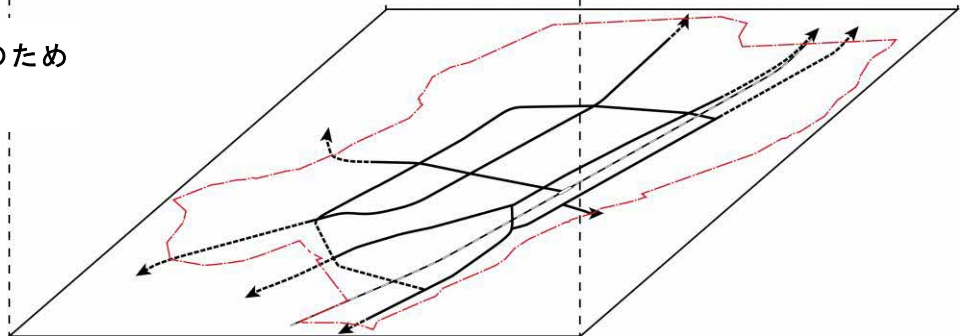
市街地のシンボル軸とコンパクトな2つの市街地



都市機能の中心となる6つの拠点



コンパクトな市街地形成のための骨格



### 3-2. まちづくりに向けた課題

#### (1) コンパクトなまちづくり

本町の人口は、昭和 35 年に 17,424 人とピークを迎え、その後一貫して減少が続いています。平成 27 年国勢調査は 7,742 人であり、ピークから約 66%の減少となっています。本町における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 27(2015)年以降も減少を続け、令和 22(2040)年には約 4,924 人(平成 27(2015)年人口の 64%)になると予想されます。

一方、市街地の土地利用状況をみると、これまで区画整理事業等により市街地整備を進めてきましたが、都市計画区域の約 4 割が未利用地となっています。

町民アンケート調査結果(平成 30 年 12 月に町内都市計画域に在住の全世帯を対象に実施、詳細は p51~55 を参照)では、標茶町が持続的な発展のために行っていくべきまちづくりの方向性について、「農・林・水産業及び商工業が活性化し、観光資源のある活気あふれるまち」が 48.8%で最も多く、次いで「人口減少や税収の減少などに柔軟に対応できるよう、徒歩や公共交通などで移動できる範囲に店舗、病院、公共施設などを集める」が 38.8%となっています。

今後の都市的土地利用の推進に当たっては、まちをコンパクトにまとめながら、投資効果の高い持続的な都市運営を図っていくため、市街地内の未利用地等の有効活用による市街地の拡大抑制、さらなるコンパクト化に努める必要があります。

また、都市計画区域の見直しに当たっては、現況の都市計画区域界と地番界の整合について考慮する必要があります。

一方、国では新たなまちづくりの仕組みとして、改正都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画制度」を創設しました。当制度は、都市計画法に基づく都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられ、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を基本理念に掲げ、都市全体の観点から、医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能の集約と立地、更には公共交通網の充実を図るため、都市機能への民間投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくりを目指すものです。

本町の財政は、今後歳入が減少することが予想される一方で、町内にある現状の公共施設を維持した場合の更新費用は多額の費用が必要になると想定されています。

今後も無秩序な市街地拡大を抑制し、効率的な道路・上下水道等のインフラ維持を図るとともに、老朽化した公共施設については、将来のまちづくり方針と合わせた適正な地域に機能を集約するなど効果的・効率的な維持管理を図る必要があります。

都市計画マスタープランの見直しに当たっては、将来的な立地適正化計画の策定(都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定)を見据えた検討も必要となります。

## (2) 道路・交通網等、市街地内のネットワーク強化

標茶町内の都市計画道路は 80.4%が改良済み（平成 31 年 3 月現在）と高い状況にありますが、一方では新栄南標茶通、駅前中央通の一部、富士通の一部など、計画決定後長期に渡り整備されていない路線もみられます。

都市計画施設の区域内には、将来の都市計画事業の円滑な執行を画するために、都市計画法第 53 条による建築制限が課されていますが、長期未着手による地権者の生活や土地の有効活用の観点からこのような長期未着手道路においては、今後の土地利用の方向性との整合のもと、そのあり方について検討を行っていくことが必要です。

また、域外を連絡する高規格道路網形成に向けて、釧路中標津道路、道東縦貫道路の早期完成を継続して働きかけていくことが求められます。

町民アンケート調査結果では、よく利用する交通手段として約 9 割の町民が自家用車と回答している一方で、バスの利用はほとんどない状況となっています。また、満足度調査では、生活環境の 20 項目のうち「バスなどの交通機関の便利さ」は最も満足度が低く、さらに、今後のまちづくりの重点対策 20 項目のうち「バスなどの公共交通機関対策」は最も多く要望が挙がっています。

現在、スーパー、コンビニ等が国道 391 号沿いに集積する一方、バス停は役場前、病院前に集中しています。より利便性の高い効率的で効果的な公共交通網を検討していくことが望まれます。

## (3) 自然環境と調和した持続可能なまちづくり

標茶町の都市計画区域は、周囲を豊かな農地や森林に囲まれた緑豊かな自然環境の中に位置しています。

町民アンケート調査結果では、生活環境の 20 項目のうち「緑の豊かさなど自然環境」は「上水道・下水道の整備状況」「ごみ収集、し尿処理の状況」に次いで 3 番目に満足度が高くなっています。

このような恵まれた自然環境を後世に継承していくため、「自然の番人宣言」のもと、植樹活動、クリーン作戦、水辺の楽校など、様々な取り組みが行われており、今後とも継続していく必要があります。

標茶町の市街地は、昭和 28 年の駅前的大火により、一部火災復興区画整理事業が実施され、それ以外の地区においても、平成 7 年度で完了した川東土地区画整理事業、平成 20 年度で完了した鉄東土地区画整理事業、区画整理に伴う標茶型住宅地の整備を実施して整備してきました。こうした事業により良好な市街地が形成されてきましたが、駅前中央通を含む中心市街地は活気の低下が見られます。用途地域の一部見直しは平成 16 年度に行いましたが、今後の社会情勢の変化によって、土地利用の現状に合った適切な見直しを検討します。

また、北海道では「北の住まいるタウン」の取り組みを進めています。「北の住まいるタウン」は、「コンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環、生活を支える取り組みを持続可能な地域づくりに向けて一体的に進める」とし、更に、その目指す姿として「北海

道の優位性が活かされ、地域特性に応じ、安全・安心で暮らしやすく、資源循環が進んだ効果的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域」を据えることで、具体的な取り組み方針や効果を掲げています。

都市計画マスタープランの見直しに当たっては、こうした道の取り組みと連携を図る必要があります。

### (4) 災害に備えた安全・安心なまちづくり

都市計画域内では、大雨等による急傾斜地の崩壊が想定される土砂災害警戒区域が4か所あり、いずれも釧路川沿いの丘陵地となっています。また、釧路川の氾濫による浸水想定区域をみると、川東地区はそのほとんどが浸水するとされています。

町民アンケート調査結果では、今後のまちづくりの重点対策20項目のうち「消防・防災対策」は3番目に多く要望が挙がっています。

公共施設の耐震化、不燃化、公園の適正な配置による避難場所の確保など災害に備えたまちづくりを進める必要があります。特に消防署等の公共施設の多くが浸水区域内に位置すること等から、将来的には再配置を検討する必要があります。

特に、今後想定される都市計画道路網の見直しに当たっては、安全な避難路の確保等に十分、配慮する必要があります。

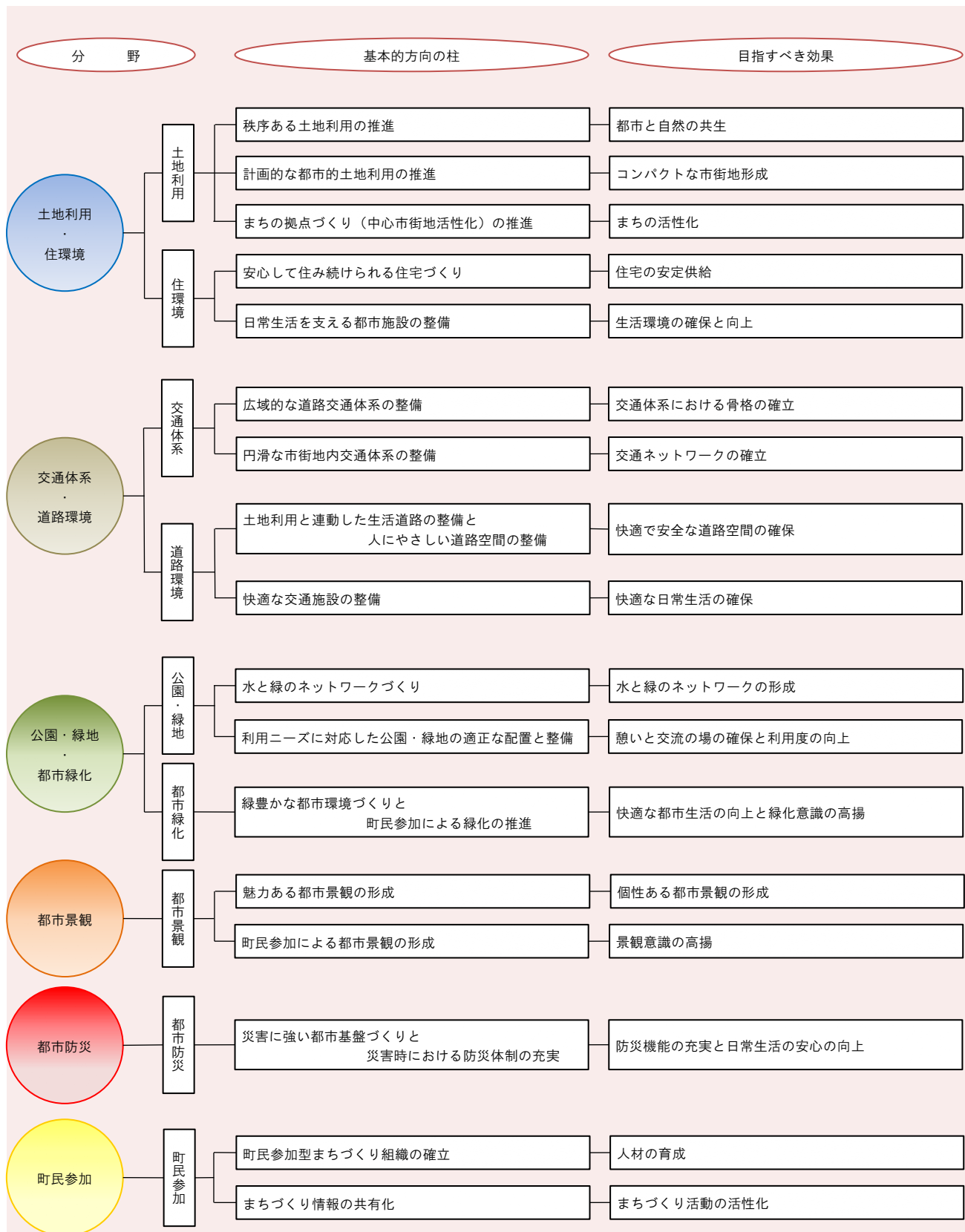
### (5) 町民の参画によるまちづくり

アンケート結果にみられるように、町民の幅広いニーズに対応していくためには、行政が対応できない細かな部分を住民や民間などが補っていく必要があります。

都市計画マスタープランの見直しに当たっては、適切な町民参加が求められるとともに、今後のまちづくりに当たっても、人材の育成や活動の活性化のための取り組みを検討する必要があります。

### III. 分野別構想

全体構想に基づき、「土地利用・住環境」、「交通体系・道路環境」、「公園・緑地・都市緑化」、「都市景観」、「都市防災」、「町民参加」の6本の柱で基本的方向を展開します。  
 分野別の体系は、次に示す基本的方向の柱に基づいて定めます。



**1 土地利用及び住環境の基本方針**

**1-1. 土地利用の基本的方向及び基本方針**

**(1) 秩序ある土地利用の方針**

■ 基本的方向

市街地に居住する町民にとって、市街地周辺の自然環境は市街地の背景となる自然景観の要素を有するとともに、都市生活を営む上でのゆとりと潤いを与える重要な空間となっています。

また、農地や森林、河川・湿原などの市街地周辺の自然環境については、今後積極的に保全していくとともに自然環境を活用し、町民の憩いと潤いの場・交流の場として都市と自然との共生を目指すものとします。

このことを踏まえ、長期的・総合的な視点に立ち、まちの将来を見据えながら、保全と秩序ある開発整備のバランスのとれた土地利用を図ることを目指します。

■ 基本方針

| 分野区分         | 基本方向            | 基本方針   |
|--------------|-----------------|--|
| 1-1.<br>土地利用 | (1) 秩序ある土地利用の推進 | <p>● <b>農業地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然・景観などの地域資源を活用しながら、農村の有する豊かな自然環境との調和を保ち、個性的で魅力ある地域づくりを総合的に進めるとともに、農村に住む上で必要な生活機能の向上を図ります。</li> <li>・ 魅力ある足腰の強い農業と豊かで住みよいアメニティに満ちた農村をめざし、農業生産基盤整備、農村生活環境整備、農地流動化対策などを総合的に推進します。</li> </ul> <p>● <b>都市地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来想定される高速交通網を展望し、道東地域の交通の要衝となる町として、広域的役割や町民生活の利便性・快適性、地域産業の基盤づくり、また、既成市街地内における住環境整備を進め快適な住宅地形成に努め、現状や今後の市街化動向の見通しと、社会情勢に即応できる用途地域の見直しを行うとともに、個性と魅力ある都市づくりを目指します。</li> </ul> <p>● <b>自然公園地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町には、日本最大の湿原を有する釧路湿原国立公園をはじめ豊かな自然環境が残されていますが、これは私たちが次世代へ責任を持って引き継がなければならない貴重な財産です。したがって、日常生活、事業活動、余暇活動などさまざまな場の中で自然との豊かなふれあいを保ちながら、町民や人々の健康増進に役立つよう人と自然との共生の確保に努めます。</li> </ul> <p>● <b>森林地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町の森林面積は、農業の生産基盤の充実とともに減少してきましたが、下流域の水源である釧路川、別寒辺牛川および西別川の上・中流域となっており、また、環境面からも森林に対する多様な機能が再評価・期待も高まっていることから、それらを視野に入れた活力ある森林整備と適正な林地保全に努めます。</li> </ul> <p>● <b>その他の地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれにも属さない地域においては、当該地域の現況および周辺地域との関連などを考慮しながら適正な土地利用を図ります。</li> <li>・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努めます。</li> </ul> |

(2) 計画的な都市的土地利用の推進

■ 基本的方向

標茶町の市街地は、JR標茶駅を中心に、駅前中央通、国道274号及び国道391号を中心に市街地が形成され、計画的に市街地の整備が進められてきました。しかしながら、近年は人口・世帯減少や高齢化の進行、空き店舗の増加による商業業務機能の低下、賑わいの喪失などが課題となっています。

そのため、市街地内においては、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする人口規模に見合うコンパクトな市街地形成を計画的に進めることを目指します。

■ 基本方針

| 分野区分      | 基本方向               | 基本方針   |
|-----------|--------------------|--|
| 1-1. 土地利用 | (2) 計画的な都市的土地利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地籍調査の完了により、地番界が明確化されたことに伴い都市計画区域を変更します。</li> <li>● 遊休地を含め町有地の管理と有効活用をはかりながら、必要に応じ各種事業計画に伴う公共用地の先行取得を進めます。</li> <li>● 関係法令に基づく適切な規制と誘導・指導に努め、適正な土地利用を推進するとともに、未利用地の適切な利用を誘導します。</li> <li>● <b>住宅地</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般住宅地は、開運地区、川上地区、常盤地区、旭地区、平和地区、桜地区、麻生地区及び富士地区に配置し、中高層住宅を主体として適切にオープンスペースが確保された良好な住環境の形成を図ります。</li> <li>・ 専用住宅地は、桜地区、麻生地区に配置し、低層住宅を主体として釧路川の河川空間と調和した良好な住環境の形成を図ります。</li> <li>・ 現在の用途地域における土地利用区分を基本とし、国道や道道などの市街地内幹線道路の沿道地域で、主に住宅が立地しているものの業務・商業施設も混在している、または混在することが今後予想される地域については、幹線道路における沿道土地利用の活性化を図るとともに居住環境を保全します。</li> <li>・ 用途地域に隣接する桜地区の用途白地地域については、一部が住宅地として土地利用が進んでいることから、必要に応じて特定用途制限地域等を活用することにより、既存の住環境を維持、保全しつつ、周辺環境との調和を図ります。</li> </ul> </li> <li>● <b>商業地</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の用途地域における土地利用区分を基本とし、業務・商業施設が集積している地域については、町民の利便性を確保するため、中心商業機能を誘導します。</li> <li>・ 現在の用途地域における土地利用区分を基本とし、国道や道道などの市街地内幹線道路の沿道地域で業務・商業施設が集積している、または集積することが今後予想される地域については、その市民の利便性を確保するため、一般商業機能を誘導します。</li> </ul> </li> </ul> |

### III. 分野別構想

| 分野区分         | 基本方向                   | 基本方針   |
|--------------|------------------------|--|
| 1-1.<br>土地利用 | (2) 計画的な都市的<br>土地利用の推進 | <p>●<b>工業地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の用途地域における土地利用区分を基本とし、小規模な軽工業施設が集積しているものの一般住宅も混在している、または混在することが今後予想される地域については、工業地としての利便性を確保しつつ混在する住宅への住環境も確保するため、一般工業機能を誘導します。</li> <li>現在の用途地域における土地利用区分を基本とし、工業専用施設が集積している、または集積することが今後予想される地域については、工業地としての利便性を確保するため、専用工業機能を誘導します。</li> </ul> <p>●<b>市街地開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の用途地域内に残る未利用地及び低利用地においては、民間開発行為などの市街地開発事業の誘導を図るとともに、今後の社会情勢の変化に応じて、用途地域の縮小を検討します。</li> </ul> |

### (3) まちの拠点づくり（中心市街地活性化）の推進

#### ■ 基本的方向

川東市街地地区に位置する中心市街地は、大型店舗が集積する釧路市、釧路町などの影響による町外への消費流出により、中心市街地の活気が低下傾向となっています。

そのため、町民・事業者・行政が一体となって長期的な視野と社会・経済の動向を的確に把握しつつ、まちの拠点づくりに取り組みながら計画的な中心市街地の再編とまち全体の活性化を目指すとともに、まちの商業核、にぎわいの交流核の確立を目指します。

#### ■ 基本方針

| 分野区分         | 基本方向                          | 基本方針   |
|--------------|-------------------------------|--|
| 1-1.<br>土地利用 | (3) まちの拠点づくり<br>(中心市街地活性化)の推進 | <p>●<b>町民・事業者・行政が一体となって、中心市街地としての拠点づくり、再編、中心商業地の活性化を目指します。</b></p> <p>●<b>まちのシンボリック通りである駅前商店街通りについて、地域の特性や住民の個性に応じた商業機能の集積とユニバーサルデザインの考え方をとりいれ、だれもが利用しやすい空間の創造をめざし、地元関係団体・組織や関係機関との連携をはかり実現に努めます。</b></p> <p>●<b>コミュニティ活動と一体となった商店街通りの環境美化に努めるとともに、消費活動のほか、住民の交流の場としての空間の創造に努めます。</b></p> <p>●<b>商工会との連携を図り、地域振興事業の展開をはかり、商業活性化につなげます。</b></p> |



1-2. 住環境の基本的方向及び基本方針

(1) 安心して住み続けられる住宅づくり

■ 基本的方向

本町の人口は、近年減少傾向や高齢化傾向がさらに進む傾向となっておりますが、住人口の安定化や交流人口の定住化の積極的な取り組みによって、急速な高齢化傾向に歯止めをかけていきます。

若年者も高齢者も安心して本町に住み続けられる住宅・住宅地づくりを計画的に進めることによって、住宅・住宅地の安定供給を目指します。

また、公共住宅施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化など人にやさしい住環境づくりを推進していきます。

■ 基本方針

| 分野区分        | 基本方向                 | 基本方針   |
|-------------|----------------------|--|
| 1-2.<br>住環境 | (1) 安心して住み続けられる住宅づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>●民間などによる優良な宅地の供給を進めるとともに、商工会や建築業者との連携をはかり、標茶の住環境に適した住宅の推進を目指します。</li> <li>●持ち家率の向上をはかるため、住宅資金融資制度や質の高い住宅づくりに関する情報の提供・住宅相談の充実に努めます。</li> <li>●I・J・Uターンなどの定住環境の促進を図るとともに、企業誘致や単身者のため、地域の特性に応じた良好な住環境の形成と、魅力ある住宅地の確保と情報提供に努めます。</li> <li>●公営住宅等長寿命化計画に基づき、地域の需要動向に即した適正な供給を図るため、老朽化した町営住宅の計画的な建替え、個別改善、用途廃止を推進します。</li> <li>●建替事業にあたっては、障がい者や高齢者などに配慮したバリアフリー化、省エネルギー設備の導入などの居住環境の向上と、多世代が交流できる住環境づくりを推進します。</li> <li>●高齢者や障がい者に安全で快適な住環境づくりを支援するため、標茶町福祉環境整備要綱などの活用や、住宅改造に対する融資制度などの情報提供を進めます。</li> </ul> |

(2) 都市施設・公共施設の整備

■ 基本的方向

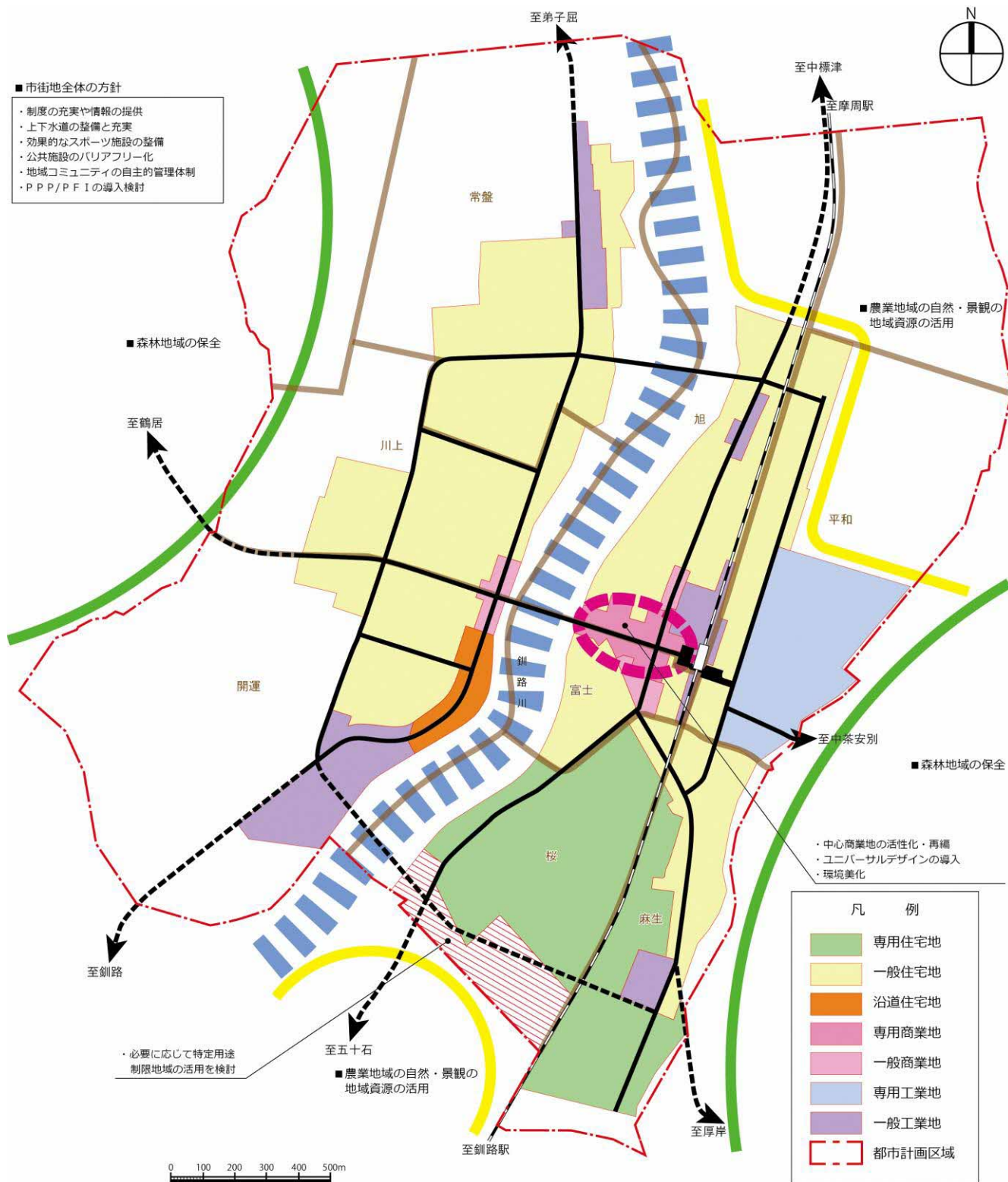
上水道・下水道などの都市施設、地域の利便性を支える公共公益施設は、都市生活を営む上で非常に重要な施設となっています。

そのため、今後の整備が検討されている都市施設及び公共公益施設については、市街地の拡大や人口規模及び将来的な施設の需要動向（町民のニーズ）などを勘案しつつ、計画的な施設整備を進めることによって、快適な生活環境の確保と向上を目指します。

■ 基本方針

| 分野区分        | 基本方向             | 基本方針   |
|-------------|------------------|--|
| 1-2.<br>住環境 | (2) 都市施設・公共施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●アセットマネジメントに基づく上水道の老朽化した配水管などの計画的な改修を進め、安全で安心した水の供給体制を構築します。</li> <li>●アセットマネジメントに基づき、市街地の下水道整備事業を推進します。</li> <li>●公共下水道整備計画区域における水洗化の普及・促進に努め水洗化率 100%の達成を目指します。</li> <li>●住民ニーズや地域における整備状況に配慮しながら、健康増進と生きがいとふれあい交流の場として、効果的なスポーツ施設の整備、老朽化した施設の改修に努めます。</li> <li>●高齢者の自立生活を促進するための施設の整備及び福祉施設のバランスのある配置について検討を進めるとともに、老朽化した施設の改築、改修を検討します。</li> <li>●障がい者が住み慣れた家や地域で、安心して生活できるように住環境の整備を支援します。また、公共・公益施設の段差の解消、スロープの設置などバリアフリー化を推進します。</li> <li>●地域コミュニティ施設の自主的管理体制を堅持できるよう、環境づくりに努めます。</li> <li>●公共施設や社会資本の整備・運営などに、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用する新たな事業方策である PPP/PFI の導入についても検討を進めます。</li> </ul> |

■土地利用の方針図



## 2 交通体系及び道路環境の基本方針

### 2-1. 交通体系の基本的方向及び基本方針

#### (1) 広域的な道路交通体系の整備

##### ■基本的方向

道路は、広大な面積を持つ本町の生活・生産・コミュニケーションの維持、さらに、都市と農村の交流を支えるために重要な役割を果たしています。

市街地には、現在、国道 391 号、国道 274 号、主要道道中標津標茶線、主要道道厚岸標茶線が広域道路網として形成されており、釧路根室圏域、十勝圏域、オホーツク圏域の交通の要衝となっており、地域高規格道路整備として釧路中標津道路、道東縦貫道路がそれぞれ調査区間、候補路線となり早期の実現が望まれます。

そのため、近隣市町村及び関係機関と連携し、国道・地域高規格道路を中心とした総合的な交通体系の整備を市街地周辺で計画的に進めることによって、交通体系における骨格の確立を目指すものとし、都市計画道路との連動を進めていきます。

##### ■基本方針

| 分野区分      | 基本方向              | 基本方針   |
|-----------|-------------------|--|
| 2-1. 交通体系 | (1) 広域的な道路交通体系の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域高規格道路である釧路中標津道路、道東縦貫道路の早期完成をめざし、引き続き関係機関に要請を行います。</li> <li>●国道・道道の幅員拡幅、線形改良、歩道の新設などの道路整備の促進や交通安全対策の推進をはかるため、引き続き関係機関に要請を行います。</li> </ul> |

#### (2) 円滑な市街地内交通体系の整備

##### ■基本的方向

現在の市街地には市街地内幹線道路として、都市計画道路 11 路線、総延長 12,880m が計画決定されており、その内約 10,380m が既に整備済みとなっています。

このような都市計画道路を中心とする市街地内幹線道路は、市街地を形成する骨格と位置づけられる都市施設となっています。

そのため、国道・高速道路などの広域的な交通体系との市街地周辺での機能的な連結など、町民の日常生活を支える都市計画道路を中心とした市街地内幹線道路を計画的に整備することによって、市街地の体系的な交通ネットワークの確立を目指します。

##### ■基本方針

| 分野区分      | 基本方向               | 基本方針   |
|-----------|--------------------|--|
| 2-1. 交通体系 | (2) 円滑な市街地内交通体系の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●駅前中央通について、商店街の拠点として快適で利便性の高い、人に優しい環境整備を進めます。</li> <li>●都市計画決定後、長期未着手となっている新栄南標茶通については、地権者の生活や土地の有効活用の観点から、そのあり方について検討を進めます。</li> <li>●風雲通については、廃止の方向で検討を進めます。</li> </ul> |

## 2-2. 道路環境の基本的方向及び基本方針

### (1) 土地利用と連動した生活道路の整備と人にやさしい道路空間の整備

#### ■ 基本的方向

市街地内を縦横にはしる町道を中心とした生活道路は、町民にとって最も身近な都市施設となっています。

そのため、市街地内交通体系との機能的な連結を図るとともに、市街地内の土地利用の動向などを勘案しつつ、計画的な生活道路の整備を図ることによって、円滑な交通網の形成と快適で秩序ある市街地形成を目指します。

具体的には、未改良路線の計画的な整備と整備計画の検討、舗装済み路線の老朽化にともなう2次改修の検討および実施を行います。

高齢社会の進展と福祉のまちづくりの観点から、歩行スペースの段差の解消、傾斜の緩和、スロープの設置など、高齢者や障がい者のみならず人にやさしい道路空間の整備が求められています。

道路におけるバリアフリー化整備やユニバーサルデザイン化を推進していくとともに、冬期間における交通安全と町民生活・経済活動を確保するため、除排雪の体制整備と機能強化を計画的に進めることによって、高齢社会等の需要に対応していくことを目指します。

#### ■ 基本方針

| 分野区分      | 基本方向                               | 基本方針   |
|-----------|------------------------------------|--|
| 2-2. 道路環境 | (1) 土地利用と連動した生活道路の整備と人にやさしい道路空間の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の道路については、未改良路線の見直しと、舗装済み路線の老朽化にともなう2次改修を図ります。</li> <li>●高齢者や障がい者に配慮した歩行スペースの確保や段差の解消、冬期間の歩道の除雪など、バリアフリー化に努めます。</li> </ul> |

### (2) 快適な交通施設の整備

#### ■ 基本的方向

市街地内の道路空間は、市街地内における都市景観を構成する重要な要素となっており、町民にとって最も身近な都市空間となっています。

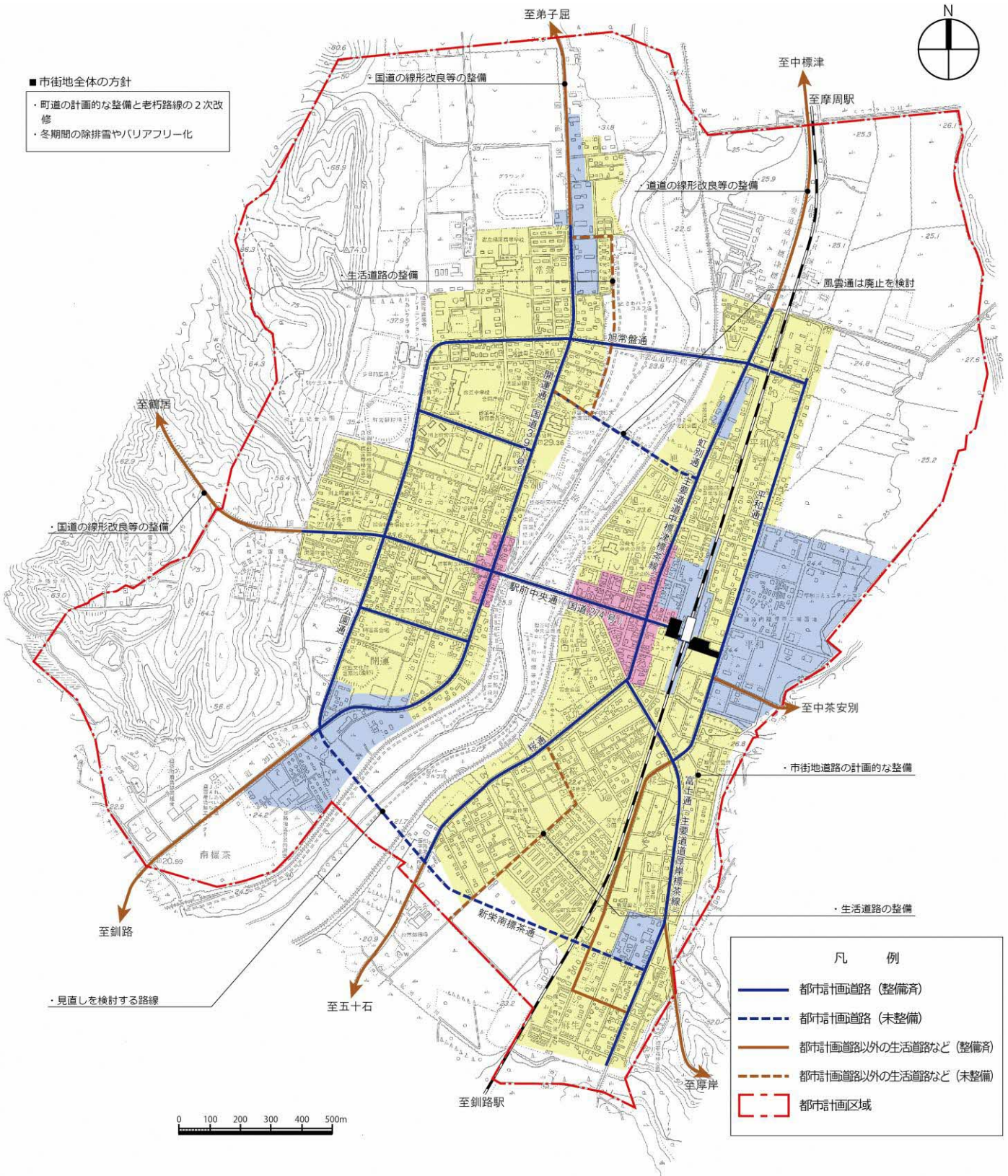
そのため、街路灯・街路樹・電柱・ベンチ・広告看板・案内板等の整備については、その地域・地区の特性に応じた個性と潤いのある沿道景観の創出ができるような整備を計画的に進めることによって、町民の快適な日常生活の確保を目指します。また、駅前広場及びバスターミナルは、鉄道との連絡や本町の交通拠点であることから、機能の充実と利用促進を図ります。

#### ■ 基本方針

| 分野区分      | 基本方向           | 基本方針  |
|-----------|----------------|---|
| 2-2. 道路環境 | (2) 快適な交通施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●駅前広場及びバスターミナルを交通の結節点として位置づけ、機能強化を図ります。</li> <li>●魅力ある道路環境をつくるために、沿道の花や街路樹の植栽など、美観と安全性に配慮した整備を進めます。</li> </ul> |

### III. 分野別構想

#### ■ 交通体系・道路環境の方針図



### 3 公園緑地及び都市緑化の基本方針

#### 3-1. 公園緑地の基本的方向及び基本方針

##### (1) 水と緑のネットワークづくり

###### ■基本的方向

市街地の中央を貫流する釧路川は、上流を阿寒摩周国立公園、下流に釧路湿原国立公園を抱く良好な農地と森林に囲まれ恵まれた自然環境を有しており、このような自然環境は潤いのある都市生活を営む上で非常に重要な要素となっています。

そのため、このような水と緑が調和した自然環境を保全するとともに、その自然環境を適正に活用することによって、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成を目指すものとします。

###### ■基本方針

| 分野区分      | 基本方向              | 基本方針  |
|-----------|-------------------|---|
| 3-1. 公園緑地 | (1) 水と緑のネットワークづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>●釧路川の親水性護岸の整備など自然体験の場として活用するための水辺の楽校プロジェクトの継続的な実行と定着を図ります。</li> <li>●2つの国立公園をはじめとする自然環境については、保護・保全に努めるとともに、貴重な財産として生態系に配慮した環境教育のフィールドとしての活用やエコツーリズムの推進を図ります。</li> <li>●生活環境保全林や学校林などの公益的機能の充実を図り、住民にとって開かれた森林として保全と活用を図ります。</li> </ul> |

##### (2) 利用ニーズに対応した公園・緑地の整備と適正な配置

###### ■基本的方向

現在の市街地内には、都市計画公園9ヶ所、都市計画緑地3ヶ所が計画・整備されており、町民の貴重な憩いと交流の場となっています。

市街地内の公園・緑地の一部は、老朽化し補修や再整備が必要なものがあるとともに、公園・緑地の大半が冬期間の利用ができない状況となっていることから、町民の利用ニーズを考慮した公園・緑地の整備が求められています。

そのため、今後の公園・緑地の整備の際には、地域・地区における人口規模・世代構成などを勘案しつつ、町民の参加のもと利用ニーズを的確に把握し、計画的に整備を進めることによって、通年利用ができるなど公園・緑地の利用度の向上を目指します。

###### ■基本方針

| 分野区分      | 基本方向                         | 基本方針   |
|-----------|------------------------------|--|
| 3-1. 公園緑地 | (2) 利用ニーズに対応した公園・緑地の整備と適正な配置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●既存公園については維持管理の徹底と、「標茶町公園施設長寿命化計画」に基づき、住民ニーズや少子・高齢社会に対応した配置見直し、再整備を計画的に進めます。</li> <li>●旭防災公園は隣接する旭2号公園と合わせて防災機能の充実を図ります。</li> <li>●地域に親しまれる公園・緑地とするため、住民参加による整備・維持管理を行います。</li> </ul> |

3-2. 都市緑化の基本的方向及び基本方針

(1) 緑豊かな都市環境づくりと町民参加による緑化の推進

■ 基本的方向

都市の緑は、「自然と都市の調和」、「自然と人間の共生」など、都市生活を営む上で潤いと安らぎを享受する非常に重要なものとなっています。

そのため、公園・緑地、公共公益施設、交通体系などが一体的となって都市の緑化を推進し、緑豊かな都市環境づくりを進めることによって、潤いのある快適な都市生活の向上を目指します。

都市の緑化は、行政のみで達成されるものではなく、町民の同意や参加が必要不可欠なものとなっていることから、町民・事業者・行政が一体となった都市緑化への取り組みが求められています。

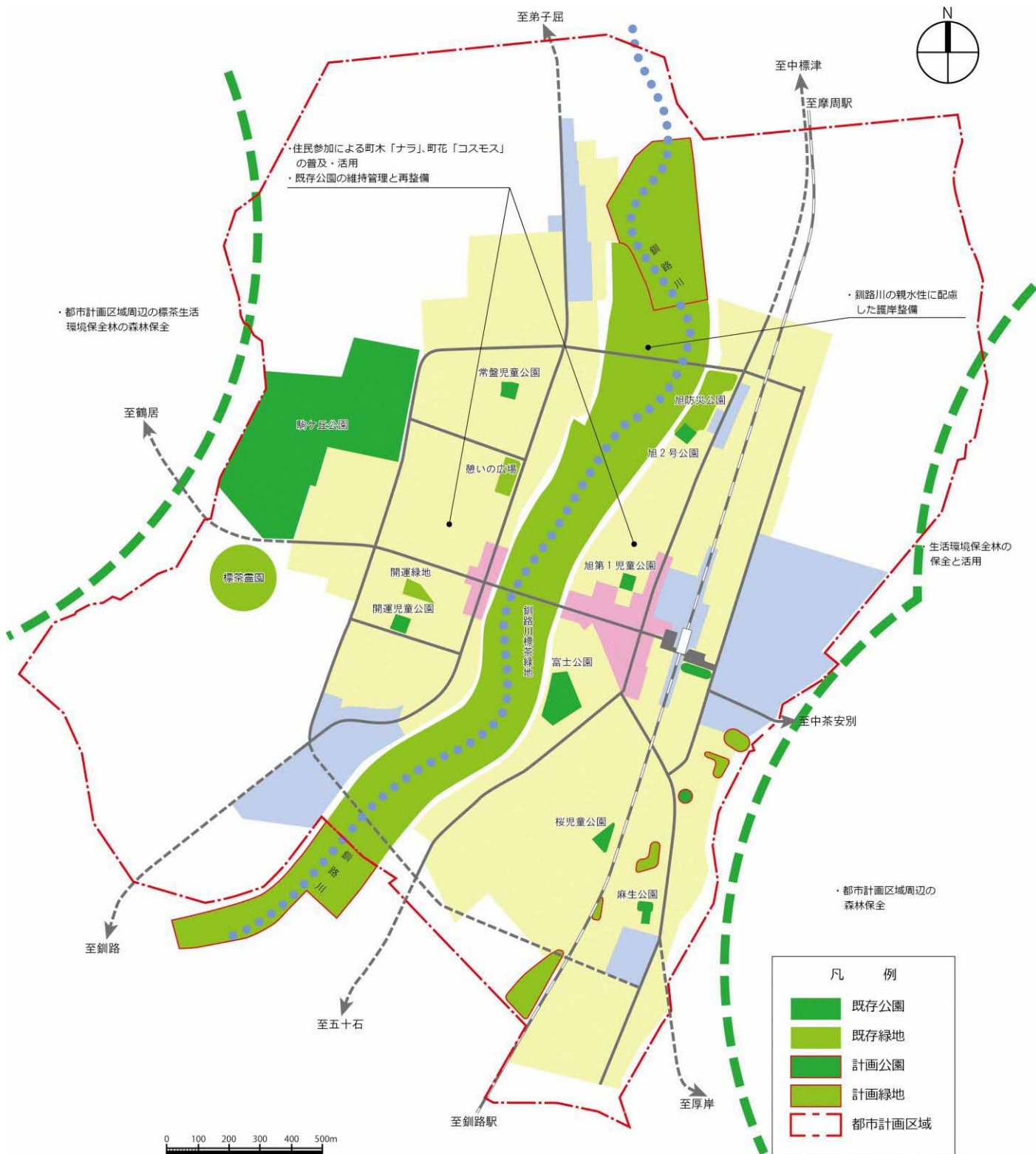
そのため、町民参加による緑化活動の展開、一般家庭におけるガーデニングの促進などを進めることによって、町民の緑化意識の高揚を目指します。

■ 基本方針

| 分野区分         | 基本方向                         | 基本方針   |
|--------------|------------------------------|--|
| 3-2.<br>都市緑化 | (1) 緑豊かな都市環境づくりと町民参加による緑化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画区域周辺の森林の保全を図ります。</li> <li>●住民参加による町花「コスモス」、町木「ナラ」の普及・活用に努めます。</li> </ul> |



■ 公園・緑地・都市緑化の方針図



## 4 都市景観の基本方針

### 4-1. 都市景観の基本的方向及び基本方針

#### (1) 魅力ある都市景観及び町民参加による都市景観の形成

##### ■ 基本的方向

近年のまちづくりにおける都市景観は、魅力あるまちづくりの実現のためには非常に重要な要素となっており、町民の生活志向も利便性だけでなく、緑化・景観などの日常生活の質の向上も求められる傾向となっています。

そのため、自然を生かしたゆとりと秩序ある空間づくりを進めることによって、標茶らしい魅力ある景観を形成するとともに、個性ある街並みの形成を目指します。

地域性を反映させた魅力ある都市景観を形成するためには、町民の参加と協力が必要不可欠となっています。

そのため、町民・事業者・行政が一体となって総合的な都市景観の形成を進めることによって、景観に対する町民意識の高揚を目指します。

##### ■ 基本方針

| 分野区分      | 基本方向                         | 基本方針  |
|-----------|------------------------------|---|
| 4-1. 都市景観 | (1) 魅力ある都市景観及び町民参加による都市景観の形成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本町の自然景観や牧歌的な農村景観の保全・創造を図るため、景観づくりのガイドライン策定を目指します。</li> <li>●地域の歴史的文化遺産の保存に努めるとともに、町内に点在する廃屋や空家などが景観を損なうことのないよう、周辺景観と合わせた利用方法、空家等対策計画の策定などについて検討を進めます。</li> <li>●北海道条例に基づいた屋外広告物の行政指導の徹底を図るとともに、案内看板など周辺の自然環境や都市空間に配慮したデザインやコントラストとなるよう啓発に努めます。</li> <li>●町のCI計画にもとづき、道路や公共施設の誘導など、だれもがわかりやすく景観にマッチしたサインの導入を目指します。</li> <li>●道路や公園など公共施設周辺の緑化を推進するとともに、住民参加の管理方法についても取り組みを促進します。</li> <li>●クリーンタウン推進員や町内会・地域会などとの連携を図り、環境美化運動の推進と普及啓発に努めます。</li> <li>●住民参加により、町の木「ナラ」の植樹活動の推進や町内にある巨木の保全や活用を図ります。</li> <li>●花いっぱいコスモス推進会議やフラワーマスターが中心となり、町内会・地域会・老人クラブ・学校・職場・商店街などと連携を図りながら、町民総ぐるみの「花いっぱい運動」を推進します。</li> <li>●住民総参加により、町の花「コスモス」の推進を図ります。</li> <li>●開運川など市街地の河川環境の維持管理を推進します。</li> </ul> |

■ 都市景観の方針図



**5 都市防災の基本方針**

**5-1. 都市防災の基本的方向及び基本方針**

**(1) 災害に強い都市基盤づくりと災害時における防災体制の充実**

■ 基本的方向

近年、我が国では大規模な地震や集中豪雨による自然災害が相次いでおり、このような「いつ」、「どこで」発生するかわからない自然災害への対応を図ることが求められています。

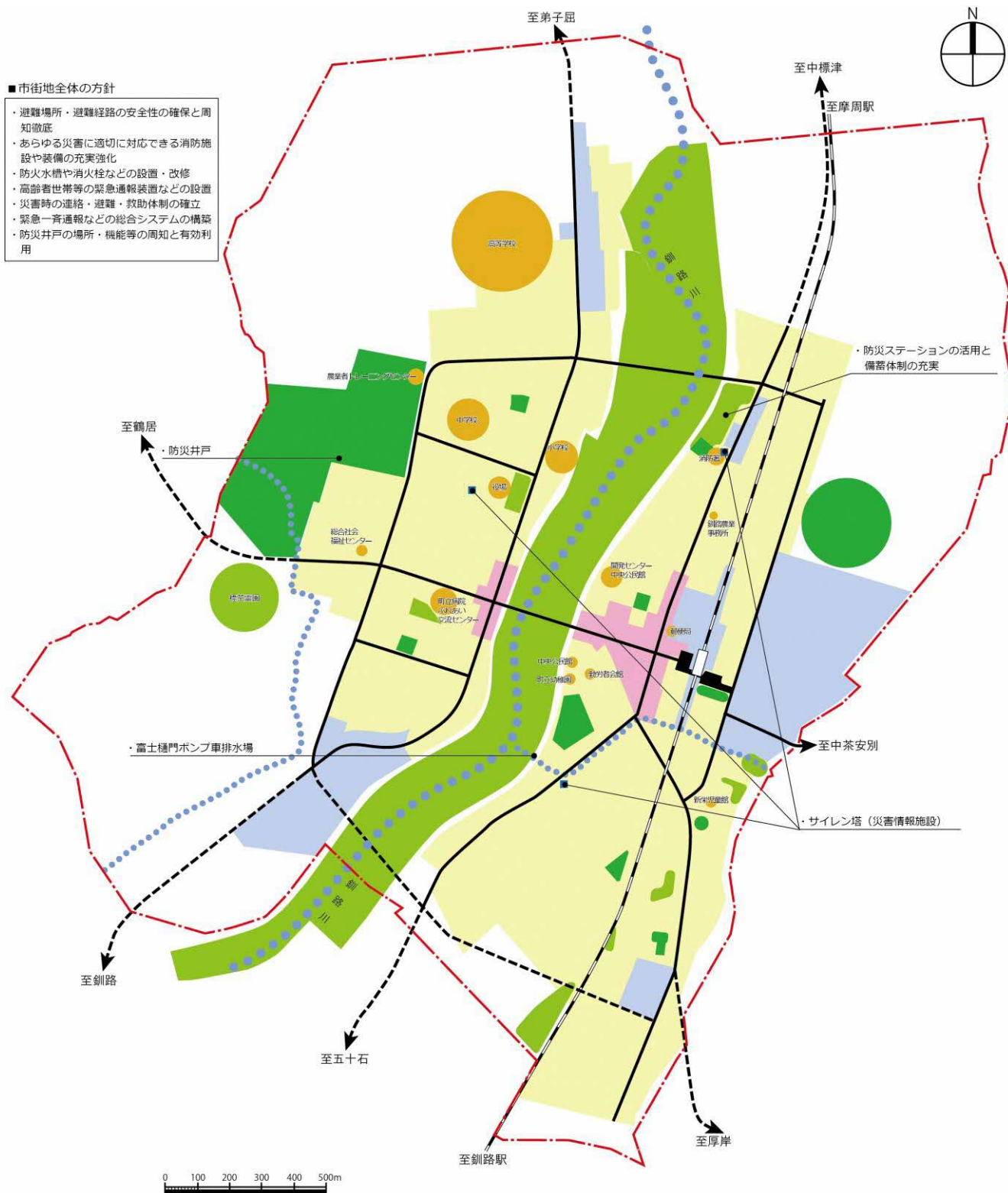
そのため、「標茶町地域防災計画」との連携を図りつつ、交通体系及び公園・緑地の整備と連動し、市街地内の避難路及び避難場所の適正な配置などを進めることによって、防災機能の充実を目指します。

災害時における防災体制は、ソフト面における災害に強いまちづくりにとって、非常に重要なもので、「標茶町地域防災計画」に基づく防災体制の充実を図るとともに、町民の防災意識の高揚や情報システムの構築などを計画的に進めることを目指します。

■ 基本方針

| 分野区分         | 基本方向                            | 基本方針   |
|--------------|---------------------------------|--|
| 5-1.<br>都市防災 | (1) 災害に強い都市基盤づくりと災害時における防災体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害・緊急時に備えた地区ごとの避難場所、避難経路の安全性の確保、周知徹底を図るとともに、消防団や民生委員などの福祉関係者、町内会・地域会などとの連携による災害時の連絡・避難・救助体制の確立を目指します。</li> <li>● 単身高齢者・高齢者のみの世帯・障がい者などの災害弱者に対し、必要に応じて緊急通報装置などの設置を進めるとともに、消防団や民生委員などの福祉関係者、町内会・地域会などとの連携による災害時の連絡・避難・救助体制を確立します。</li> <li>● 災害が発生した場合には、力を合わせた活動を組織的に集約することが有効であり、引き続き自主的な防災組織の設立支援を推進します。</li> <li>● 防災井戸の場所・機能等の周知を図り、緊急時に対する有効利用を進めます。</li> <li>● 消防水利の確保を図り、防火水槽、消火栓などの設置、改修を計画的に進めるとともに、あらゆる災害に適切に対応できる消防施設や、装備の充実・強化を計画的に進めます。</li> <li>● 災害に備え、防災ステーションの活用と資機材などの備蓄体制の充実を図ります。</li> </ul> |

■ 都市防災の方針図



## 6 町民参加の基本方針

### 6-1. 町民参加の基本的方向及び基本方針

#### ■基本的方向

まちづくりの主体は地域に住む住民一人ひとりであり、まちづくりは地域と行政が一体となって取り組むことを積極的に行います。そのためには、自分たちの住む地域そして町全体をよく知り、まちづくり意識を育むとともに、まちづくりの目標をみんなで共有することが必要です。

住民総参加によるまちづくりを推進するために、行政情報の提供と住民ニーズの収集という広報広聴事務をより一層充実させ、町政懇談会の自主的開催の奨励、通常業務はもちろん、あらゆる機会において行政が豊かな感性を持って町民の疑問や知りたいことをキャッチする広聴活動の展開、これから更なる普及が予想されるインターネットによる広報広聴活動などの展開を進めます。

また、本町では平成12年7月に情報公開条例を施行し、行政の説明責任が明確化、住民と行政が共通の認識を持つという情報の共有化が進んでいます。

このことから、相互の信頼関係が生まれ、対等な立場でまちづくりに取り組むことが可能となってきました。

本町では、自主的に取り組む地域づくりリーダー養成事業や研修視察などへの参加に対して経費の一部を支援していますが、今後も引き続き制度の有効活用を図るとともに、男女共同参画推進を目指し、女性が参加しやすい環境をつくる施策を展開します。

#### (1) 町民参加型まちづくり組織の確立

##### ■基本方針

| 分野区分         | 基本方向                | 基本方針   |
|--------------|---------------------|--|
| 6-1.<br>町民参加 | (1) 町民参加型まちづくり組織の確立 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自主的なまちづくり運動を促進するとともに、多くの町民の意見や発想が反映されるよう、ワークショップやグラウンドワークなどの開催に努めます。</li> <li>●各種委員などの一般公募を含め、住民が政策形成過程に参加できる機会の拡充に努めます。</li> <li>●住民自治組織や地域団体、産業団体、健康・福祉団体、まちづくり団体などの活動の活発化を推進するとともに、幅広い人材育成体制の構築に努めます。</li> <li>●「自分たちの地域は、自分たちでつくる」ことを目指し、地域住民と行政の役割分担を明確にするとともに、関係機関や行政各分野の連携・運動性の充実に努めます。</li> <li>●幅広い人材育成のための各種交流事業や地域リーダー養成事業に対し支援します。</li> <li>●企業的な経営感覚が求められる事業の民間委託やNPO組織との連携など、民間の役割分担の明確化や公共サービスとしての質の確保など、行政責任に留意しつつ、民間活力の適切な活用を図ります。</li> </ul> |

## (2) まちづくり情報の共有化

## ■基本方針

| 分野区分         | 基本方向            | 基本方針  |
|--------------|-----------------|---|
| 6-1.<br>町民参加 | (2) まちづくり情報の共有化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●町内まちづくり団体などの活動状況や課題、近隣、他地域の状況について把握し、広報活動や情報交換などを通じ団体活動の助長に努めます。</li> <li>●住民の積極的なまちづくりへの参加を促すため、情報公開の推進はもちろん、一歩進んだ住民と行政の「情報共有」を目指し、政策のプロセスや問題について積極的な情報提供に努めます。</li> <li>●政策形成過程や計画策定過程を明らかにし、町政への住民参加の意識を高めるため、政策形成や計画策定などに関する審議会などの会議の公開に努めます。</li> <li>●CIの普及・実践を通じ、まちづくりに対する共通の目標・理念・理想を示します。</li> </ul> |

## IV. 資料編：標茶町の現状と課題

### 1 標茶町の概要

#### 1-1. 位置

標茶町は、北海道の東部に位置し、東は厚岸町・別海町・中標津町、西は鶴居村、南は釧路町、北は弟子屈町に隣接し、東西 58.9 km、南北 60.5 km、総面積 1,099.37 km<sup>2</sup> の広大なまちです。地勢は、概ね丘陵地帯と平野部に大別され、釧路川、別寒辺牛川及び西別川の各流域は平坦形状であり、南東部には塘路湖、シラルトロ湖が広がり、釧路湿原国立公園の湿地帯が分布しています。



#### 1-2. 人口・世帯構造

##### (1) 総人口・世帯数

本町の人口は、昭和 35 年に 17,424 人とピークを迎え、その後一貫して減少が続いています。平成 27 年国勢調査は 7,742 人であり、ピークから約 66% の減少となっています。

住民基本台帳では平成 28 年で 7,816 人と 10 年間の推移をみると減少傾向であり、10 年間で約 11% の減少となっています。

世帯数は平成 27 年国勢調査で 3,281 世帯です。昭和 55 年の 3,745 世帯が最も多く、平成 17 以降は減少が続いています。ピークからは約 14% の減少です。住民基本台帳では平成 28 年で 3,631 世帯、10 年間の推移をみると平成 23 年から増加しており、6 年間で 43 世帯の増加となっています。

##### ■ 人口・世帯数の推移

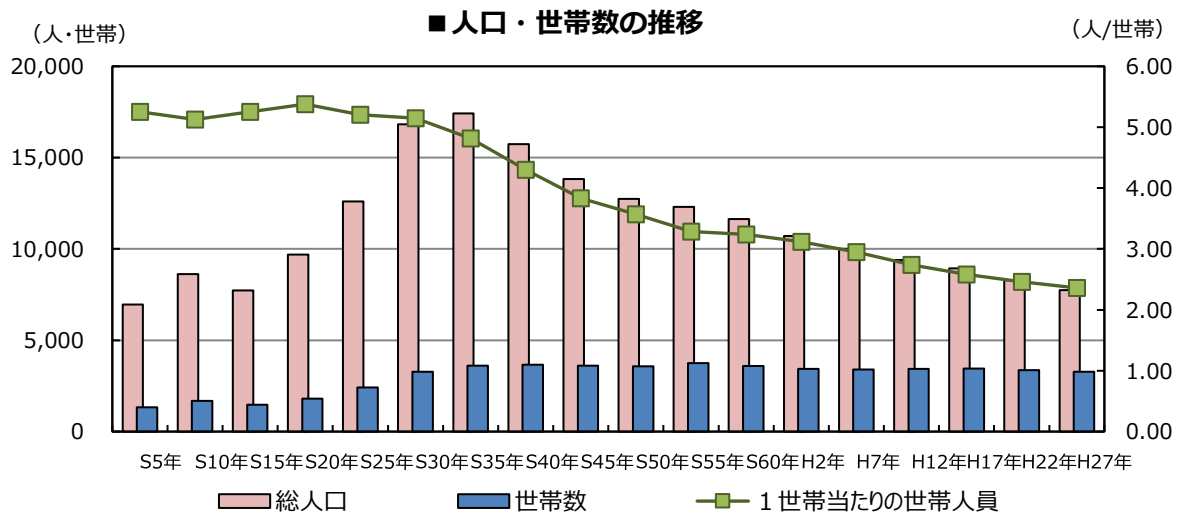
(単位：人、世帯、人/世帯)

| 区分           | 昭和 5 年 | 昭和 10 年 | 昭和 15 年 | 昭和 20 年 | 昭和 25 年 | 昭和 30 年 | 昭和 35 年 | 昭和 40 年 | 昭和 45 年 |
|--------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口          | 6,958  | 8,627   | 7,722   | 9,697   | 12,597  | 16,831  | 17,424  | 15,738  | 13,832  |
| 男            |        |         |         | 4,857   | 6,539   | 8,753   | 9,042   | 8,102   | 7,013   |
| 女            |        |         |         | 4,840   | 6,058   | 8,078   | 8,382   | 7,636   | 6,819   |
| 世帯数          | 1,325  | 1,682   | 1,470   | 1,803   | 2,421   | 3,269   | 3,616   | 3,661   | 3,611   |
| 1 世帯当たりの世帯人員 | 5.25   | 5.13    | 5.25    | 5.38    | 5.20    | 5.15    | 4.82    | 4.30    | 3.83    |

| 区分           | 昭和 50 年 | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|--------------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口          | 12,737  | 12,297  | 11,633  | 10,701 | 10,015 | 9,388   | 8,936   | 8,285   | 7,742   |
| 男            | 6,386   | 6,143   | 5,729   | 5,255  | 4,889  | 4,552   | 4,335   | 3,986   | 3,717   |
| 女            | 6,351   | 6,154   | 5,904   | 5,446  | 5,126  | 4,836   | 4,601   | 4,299   | 4,025   |
| 世帯数          | 3,567   | 3,745   | 3,589   | 3,433  | 3,397  | 3,426   | 3,460   | 3,365   | 3,281   |
| 1 世帯当たりの世帯人員 | 3.57    | 3.28    | 3.24    | 3.12   | 2.95   | 2.74    | 2.58    | 2.46    | 2.36    |

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

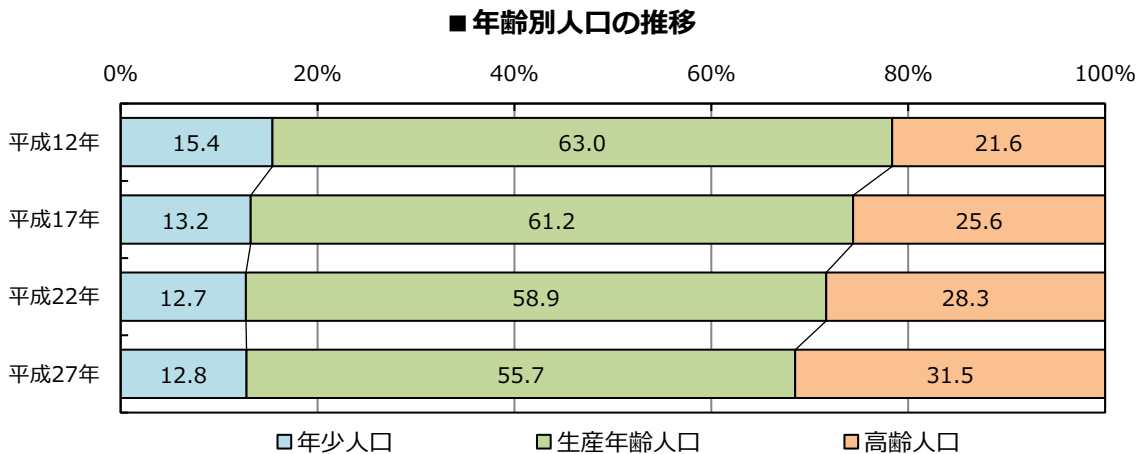




**(2) 年齢別人口**

年齢別人口構成比をみると、平成27年国勢調査で、年少人口（15歳未満）12.8%、生産年齢人口（15～64歳）55.7%、高齢人口（65歳以上）31.5%となっています。高齢人口率は全道、郡部、釧路管内と比較して郡部の次に高くなっています。

15年間（平成12～27年）の推移をみると、生産年齢人口割合は減少傾向、高齢人口は増加傾向にあります。高齢人口は15年間で9.9ポイント増となっています。



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

(3) 将来人口

本町における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 27(2015)年以降も減少を続け、令和 22(2040)年には約 4,924 人(平成 27(2015)年人口の 64%)になると予想されます。

標茶町人口ビジョンにおける目標人口は、合計特殊出生率 1.73 を保ちながら純移動数が 70 人程度となるように取り組むこととし、その場合には令和 22(2040)年の人口は 6,400 人になると見込んでいます。

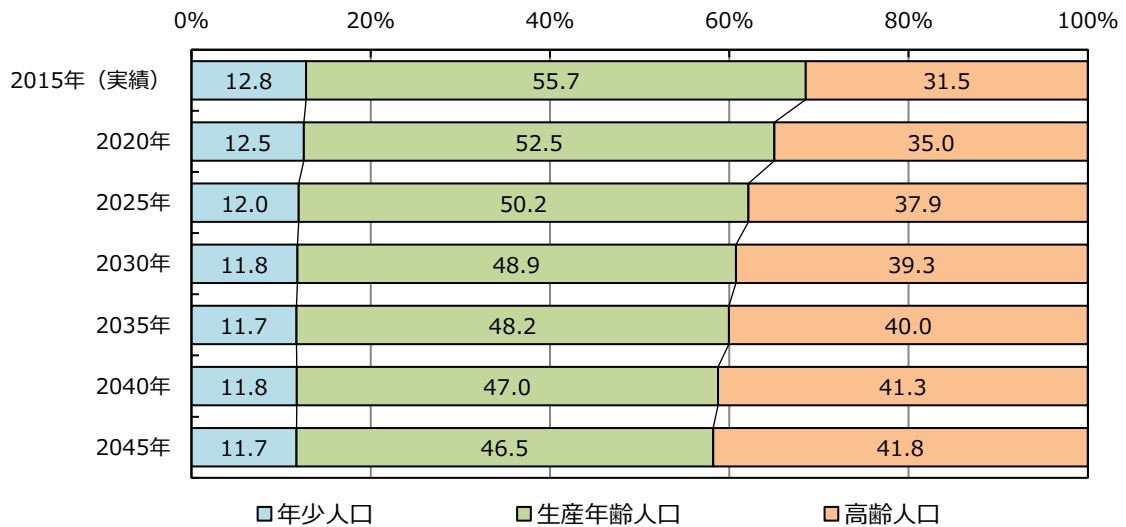
■ 将来人口の推移

(単位：人)

|        | 2015年<br>(実績) | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口   | 991           | 899   | 786   | 709   | 640   | 579   | 516   |
| 生産年齢人口 | 4,315         | 3,765 | 3,299 | 2,936 | 2,632 | 2,313 | 2,045 |
| 高齢人口   | 2,436         | 2,508 | 2,490 | 2,357 | 2,185 | 2,032 | 1,840 |
| 合計     | 7,742         | 7,172 | 6,575 | 6,002 | 5,457 | 4,924 | 4,401 |

資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月推計）

■ 将来人口の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月推計）

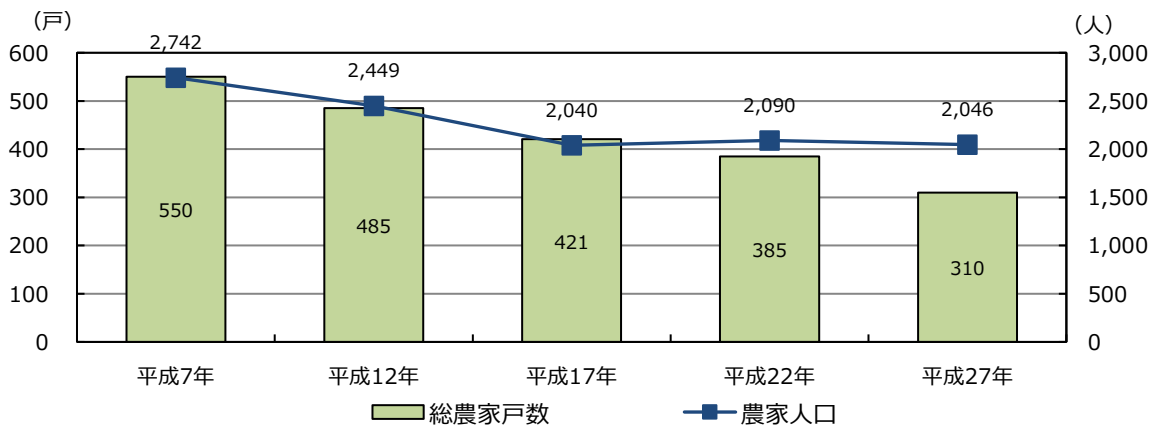
1-3. 産業構造

(1) 農業

農業は、平成27年で総農家戸数が310戸、農家人口が2,046人です。20年間で減少しており、総農家戸数は20年前の約6割、農家人口は約3/4です。

農家戸数は減っているものの、農家1戸当たりの経営耕地面積は大きくなっていることから、町内の経営耕地面積は20年前から微増となっています。

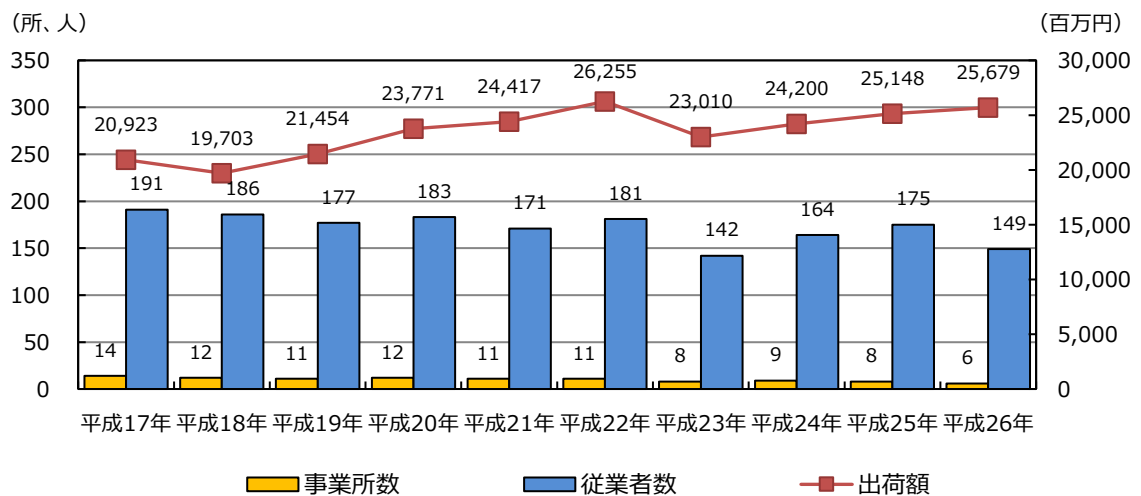
■ 農家戸数・農家人口の推移



(2) 工業

工業は、平成26年で6事業所、従業者数が149人、出荷額は256億8千万円です。10年間の推移をみると、事業所数、従業者数は減少しているものの出荷額は増加しています。

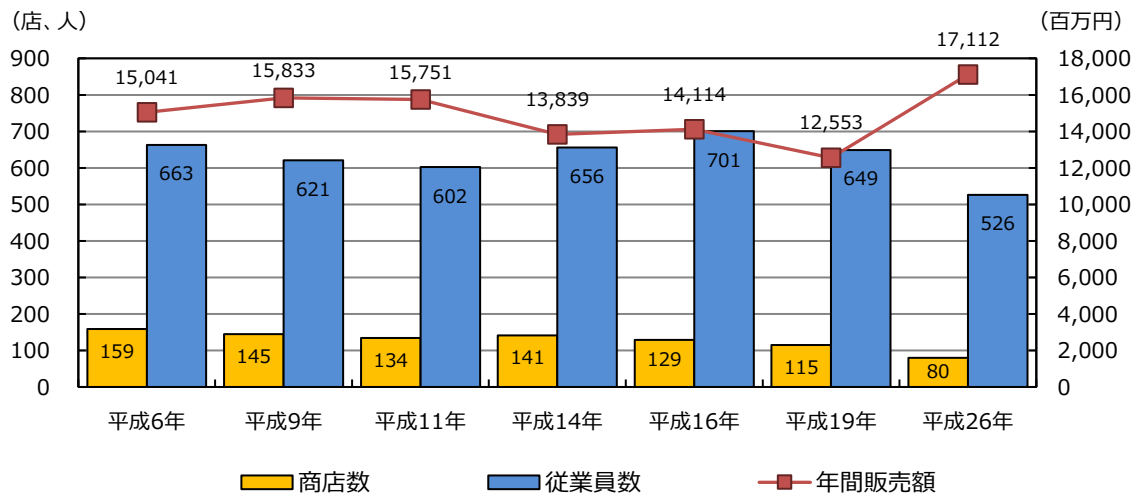
■ 事業所数、従業者数、出荷額の推移



(3) 商業

商業は、平成26年で80商店、従業者数は526人、年間販売額は171億1千万円です。20年間の推移をみると、商店数、従業者数は減少していますが、年間販売額は維持しています。

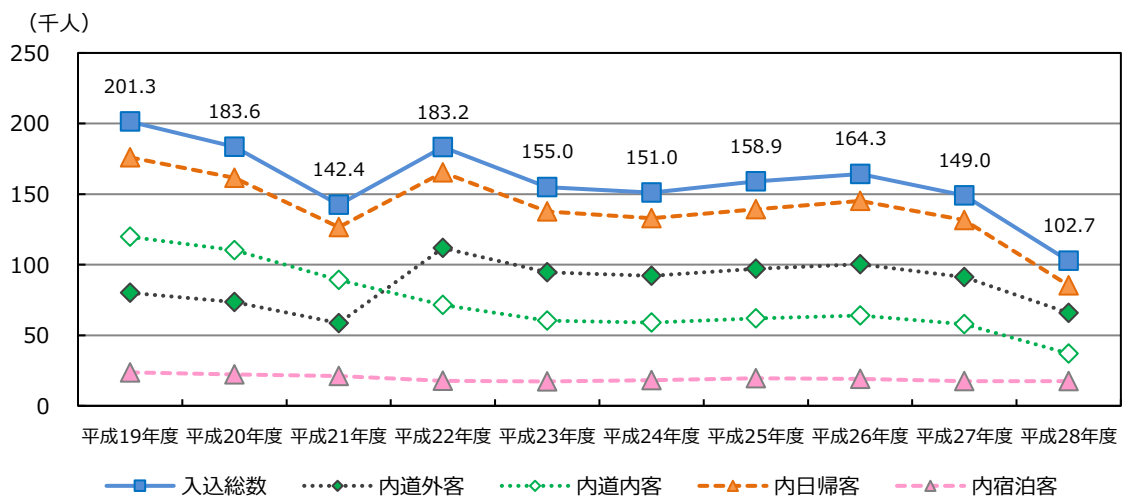
■ 商店数、従業者数、年間販売額の推移



(4) 観光

観光入込客数は、平成28年度で約10万3千人です。減少傾向にあり10年前の約5割となっています。うち道外客は6万6千人(64.0%)、道内客は3万7千人(36.0%)、また、日帰り客は8万5千人(83.1%)、宿泊客は1万7千人(16.9%)です。道内客より道外客の方が多く、また、ほとんどが日帰りとなっています。

■ 年間観光入込客数の推移

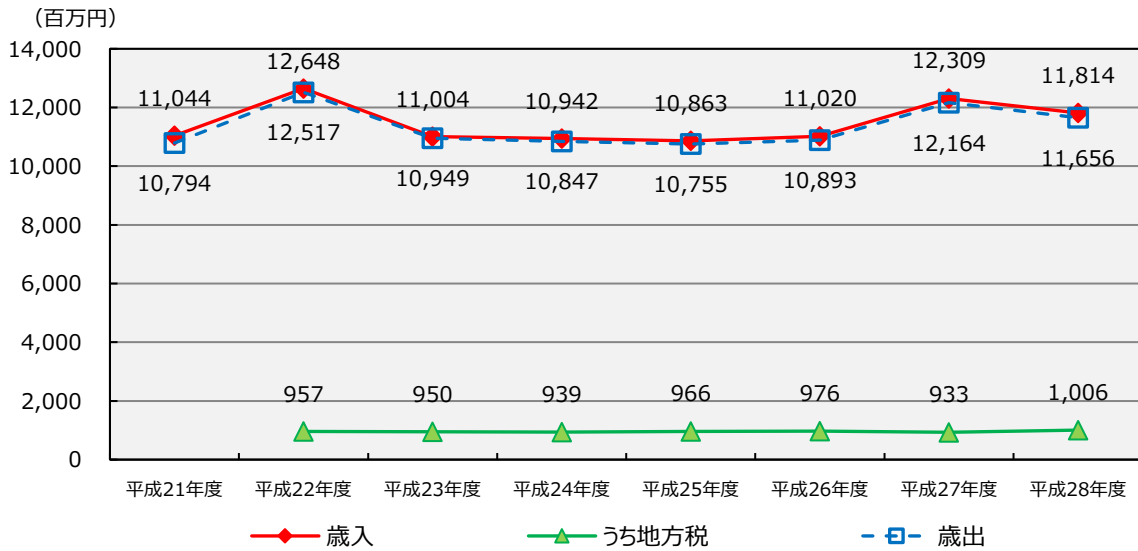


1-4. 財政状況

(1) 財政状況の推移

近年の歳入、歳出は110~120億円程度で推移しています。そのうち自主財源となる地方税の歳入状況をみると約10億円で推移し一定していますが、今後、人口減少が進む中、地方税を含む歳入は減少することが予想されます。

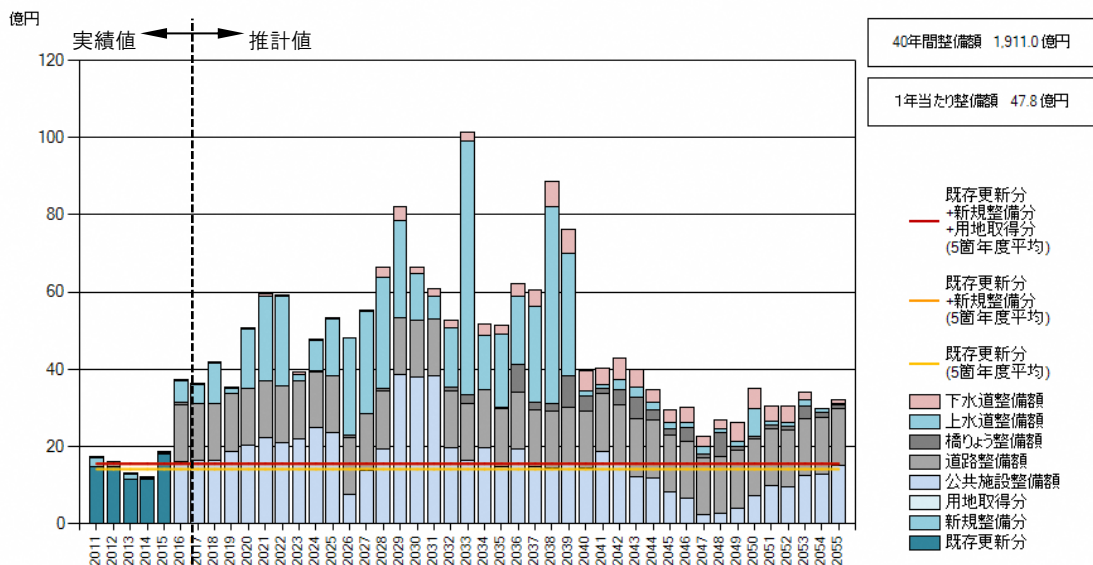
■ 財政状況の推移



(2) 公共施設の将来更新費用

「標茶町公共施設等総合管理計画」によると、現況の公共施設を維持した場合の更新費用は今後40年間で毎年47億8千万円が必要になると想定されており、実績値の約3倍となっています。更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設と道路、上水道施設がそれぞれ全体の約3割を占めています。今後の人口減少を踏まえ、公共施設の適切な配置が必要です。

■ 公共施設の将来更新費用



資料：標茶町「標茶町公共施設等総合管理計画」（平成29年3月）

## 2 標茶町の都市計画

### 2-1. 都市構造

#### (1) 都市計画

本町の都市計画は昭和 29 年に都市計画区域指定を受け、現在 627ha が区域指定面積となっています。うち用途地域は 261.3ha で都市計画区域の 41.7% を占めます。

用途地域は住居系（第一種低層住居専用地域～準住居地域）が用途地域の 80.2%、商業系（近隣商業地域、商業地域）が 3.3%、工業系（準工業地域、工業地域）が約 16.5% となっています。

用途地域内の商業系地域では、延焼防止を目的として準防火地域が指定されています。

#### ■都市計画区域面積

| 区域     |              | 面積 (ha) | 構成比    | 備考  |
|--------|--------------|---------|--------|---|
| 都市計画区域 |              | 627.0   | -      | 決定 昭和 44 年 5 月 20 日                           |
| 用途地域   | 第一種低層住居専用地域  | 29.0    | 11.1%  | 決定 昭和 49 年 11 月 1 日<br>最終変更 平成 16 年 11 月 17 日 |
|        | 第一種中高層住居専用地域 | 22.0    | 8.4%   |   |
|        | 第二種中高層住居専用地域 | 79.0    | 30.2%  |   |
|        | 第一種住居地域      | 75.0    | 28.7%  |   |
|        | 準住居地域        | 4.6     | 1.8%   |   |
|        | 近隣商業地域       | 3.9     | 1.5%   |   |
|        | 商業地域         | 4.8     | 1.8%   |   |
|        | 準工業地域        | 21.0    | 8.0%   |   |
|        | 工業地域         | 22.0    | 8.4%   |   |
| 合計     |              | 261.3   | 100.0% |   |
| 準防火地域  |              | 8.7     | -      | 決定 昭和 49 年 11 月 1 日<br>最終変更 昭和 60 年 10 月 8 日  |

資料：北海道建設部まちづくり局都市計画課「北海道の都市計画」（令和 2 年 3 月）

平成 27 年国勢調査における都市計画区域内の人口は 4,695 人、用途地域内人口は 4,643 人であり、都市計画区域への人口集中率は 60.6%、都市計画区域人口のうち用途地域への人口集中率は 98.9% となっています。

25 年間の推移をみると、都市計画区域内人口、用途地域内人口は、行政区人口と同様に減少傾向にあり、都市計画区域への人口集中率は増加しています。

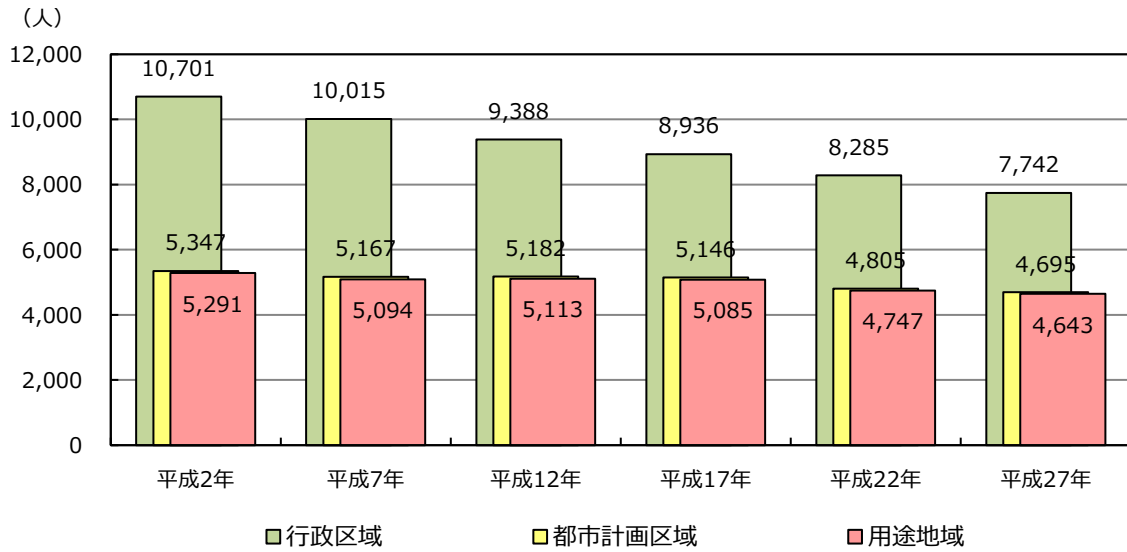
#### ■都市計画区域人口及び用途地域人口

(単位：人)

| 区分                  | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---------------------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 行政区 ①               | 10,701 | 10,015 | 9,388   | 8,936   | 8,285   | 7,742   |
| 都市計画区域 ②            | 5,347  | 5,167  | 5,182   | 5,146   | 4,805   | 4,695   |
| 用途地域 ③              | 5,291  | 5,094  | 5,113   | 5,085   | 4,747   | 4,643   |
| 用途地域外 (②-③)         | 56     | 73     | 69      | 61      | 58      | 52      |
| 都市計画区域外 (①-②)       | 5,354  | 4,848  | 4,206   | 3,790   | 3,480   | 3,047   |
| 都市計画区域への人口集中率 (②÷①) | 50.0%  | 51.6%  | 55.2%   | 57.6%   | 58.0%   | 60.6%   |
| 用途地域への人口集中率 (③÷②)   | 99.0%  | 98.6%  | 98.7%   | 98.8%   | 98.8%   | 98.9%   |

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

■ 都市計画区域人口及び用途地域人口



本町における都市計画事業としての区画整理事業は、下表の通りです。

■ 区画整理事業一覧 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

| 地区名    | 施行者 | 目的           | 都市計画決定     | 認可告示        | 施行面積 ha | 施行期間   | 総事業費 千円     |
|--------|-----|--------------|------------|-------------|---------|--------|-------------|
| 標茶火災復興 | 町   | 火災復興         | S29. 3. 30 | S29. 11. 17 | 4. 2    | S29~34 | 11, 313     |
| 川東     | 町   | 公共施設整備・市街地整備 | S61. 7. 3  | S62. 3. 5   | 28. 8   | S61~H7 | 3, 713, 675 |
| 鉄東     | 町   | 公共施設整備       | H8. 12. 3  | H9. 5. 26   | 26. 6   | H9~20  | 3, 888, 943 |

資料：北海道建設部まちづくり局都市計画課「北海道の都市計画」(令和 2 年 3 月)

(2) 道路

本町の都市計画道路は、13本13.49kmが都市計画決定され、そのうち80.4%が改良済みです。

■都市計画道路の現況（平成31年3月31日現在）

| 計画   |       | 種別路線及び延長 |      |      |       |      |      |      |      | 改良済   |      |
|------|-------|----------|------|------|-------|------|------|------|------|-------|------|
| 道路本数 | 延長    | 自動車専用道路  |      | 幹線街路 |       | 区画道路 |      | 特殊街路 |      | 改良済   | 改良率  |
| 本    | km    | 本        | km   | 本    | km    | 本    | km   | 本    | km   | km    | %    |
| 13   | 13.49 |          | 0.00 | 11   | 12.88 |      | 0.00 | 2    | 0.61 | 10.84 | 80.4 |

資料：北海道建設部まちづくり局都市計画課「北海道の都市計画」（令和2年3月）

■都市計画道路の現況（詳細）

| 種別      | 路線名      | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|---------|----------|--------|--------|
| 幹線街路    | 駅前中央通    | 1,230  | 22~18  |
|         | 開運通      | 2,200  | 18     |
|         | 虹別通      | 1,080  | 18     |
|         | 富士通      | 1,550  | 18     |
|         | 公園通      | 1,740  | 16     |
|         | 川上通      | 370    | 16     |
|         | 平和通      | 1,350  | 16     |
|         | 開運公園通    | 360    | 16     |
|         | 桜通       | 880    | 16     |
|         | 新栄南標茶通   | 1,360  | 18     |
|         | 旭常盤通     | 760    | 18~16  |
| 小計      |          | 12,880 |        |
| 歩行者専用道路 | 風雲通      | 550    | 8~3.3  |
|         | 東西ターミナル通 | 60     | 4.0    |
| 合計      |          | 13,490 |        |

資料：標茶都市計画図

(3) 公園緑地

本町の都市計画公園は、街区公園6か所（1.67ha）、近隣公園1か所（1.4ha）、総合公園1か所（21.7ha）、特殊公園1か所（16.7ha）、合計9か所（41.47ha）が都市計画決定され、全て供用済みとなっています。

緑地は3か所（30.88ha）が都市計画決定されており、供用22.1haとなっています。

■都市計画公園の現況（平成31年3月31日現在）

（面積の単位：ha）

|    | 街区公園 |      | 近隣公園 |     | 地区公園 |     | 総合公園 |      | 運動公園 |     | 特殊公園イ |     | 特殊公園ロ |      | 広域公園 |     | 合計 |       |
|----|------|------|------|-----|------|-----|------|------|------|-----|-------|-----|-------|------|------|-----|----|-------|
|    | 箇所   | 面積   | 箇所   | 面積  | 箇所   | 面積  | 箇所   | 面積   | 箇所   | 面積  | 箇所    | 面積  | 箇所    | 面積   | 箇所   | 面積  | 箇所 | 面積    |
| 計画 | 6    | 1.67 | 1    | 1.4 | 0    | 0.0 | 1    | 21.7 | 0    | 0.0 | 0     | 0.0 | 1     | 16.7 | 0    | 0.0 | 9  | 41.47 |
| 供用 | 6    | 1.67 | 1    | 1.4 | 0    | 0.0 | 1    | 21.7 | 0    | 0/0 | 0     | 0.0 | 1     | 16.7 | 0    | 0.0 | 9  | 41.47 |

資料：北海道建設部まちづくり局都市計画課「北海道の都市計画」（令和2年3月）



## ■緑地の現況（平成31年3月31日現在）

| 計画  |         | 供用  |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 箇所数 | 面積 (ha) | 箇所数 | 面積 (ha) |
| 3   | 30.88   | 3   | 22.10   |

資料：北海道建設部まちづくり局都市計画課「北海道の都市計画」（令和2年3月）

## ■都市計画公園・緑地の現況（詳細）

| 種別   | 公園・緑地名  | 面積 (ha) | 備考                          |
|------|---------|---------|-----------------------------|
| 街区公園 | 常盤児童公園  | 0.24    | 決定 昭和46年4月1日                |
|      | 旭1号児童公園 | 0.16    | 決定 昭和46年4月1日                |
|      | 桜児童公園   | 0.34    | 決定 昭和47年5月12日               |
|      | 開運児童公園  | 0.29    | 決定 昭和53年2月3日                |
|      | 麻生公園    | 0.39    | 決定 昭和56年7月31日 変更 平成19年3月12日 |
|      | 旭2号公園   | 0.25    | 決定 昭和57年11月12日              |
|      | 小計      | 1.67    |                             |
| 近隣公園 | 富士公園    | 1.40    | 決定 昭和49年4月27日               |
| 総合公園 | 駒ヶ丘公園   | 21.70   | 決定 昭和63年3月3日                |
| 特殊公園 | 虹別公園    | 16.70   | 決定 平成8年6月4日                 |
| 緑地   | 釧路川標茶緑地 | 30.00   | 決定 昭和50年9月23日 変更 昭和56年8月3日  |
|      | 開運緑地    | 0.30    | 決定 昭和54年2月20日               |
|      | 憩いの広場緑地 | 0.60    | 決定 昭和63年2月23日               |
|      | 小計      | 30.90   |                             |
| 合計   |         | 72.37   |                             |

資料：標茶都市計画図

## ■その他の公園・緑地の現況（詳細）

| 種別   | 公園・緑地名 | 面積 (ha) | 備考                        |
|------|--------|---------|---------------------------|
| 街区公園 | 平和公園   | 0.41    | 鉄東地区区画整理事業 設置 平成21年12月18日 |
|      | 小計     | 0.41    |                           |
| 防災公園 | 旭防災公園  | 1.22    | 川東地区区画整理事業 設置 平成18年5月2日   |
|      | 小計     | 1.22    |                           |
| 合計   |        | 1.63    |                           |

資料：公園台帳

## (4) 河川

町内河川のうち、オモチャリ川の820mが都市計画決定されています。

## ■都市計画河川の現況（平成31年3月31日現在）

| 河川名    | 計画幅員   | 計画延長 | 改修済延長 | 構造     | 都市計画決定    | 備考   |
|--------|--------|------|-------|--------|-----------|------|
| オモチャリ川 | 17~15m | 820m | 820m  | 掘込式単断面 | S53.11.14 | 準用河川 |

資料：北海道建設部まちづくり局都市計画課「北海道の都市計画」（令和2年3月）

## (5) 下水道

公共下水道は、排水処理区域261haのうち233haが整備され、整備率は89.3%となっています。

## ■公共下水道の現況（平成31年3月31日現在）

(単位：ha、m)

| 方式の種類 | 計画     |        |        | 供用     |       |      | 当初計画決定<br>最終計画決定      |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|------|-----------------------|
|       | 排水処理区域 | 計画処理区域 | 計画下水管渠 | 排水処理区域 | 処理区域  | 下水管渠 |                       |
| 分流式   | 261ha  | 261ha  | 220m   | 233ha  | 233ha | 220m | S54.2.20<br>H16.11.17 |

資料：北海道建設部まちづくり局都市計画課「北海道の都市計画」（令和2年3月）

2-2. 交通

(1) 公共交通の状況

本町の公共交通は、JR釧網本線、民間バス、町有バスとなっています。

■ JRの利用数の推移

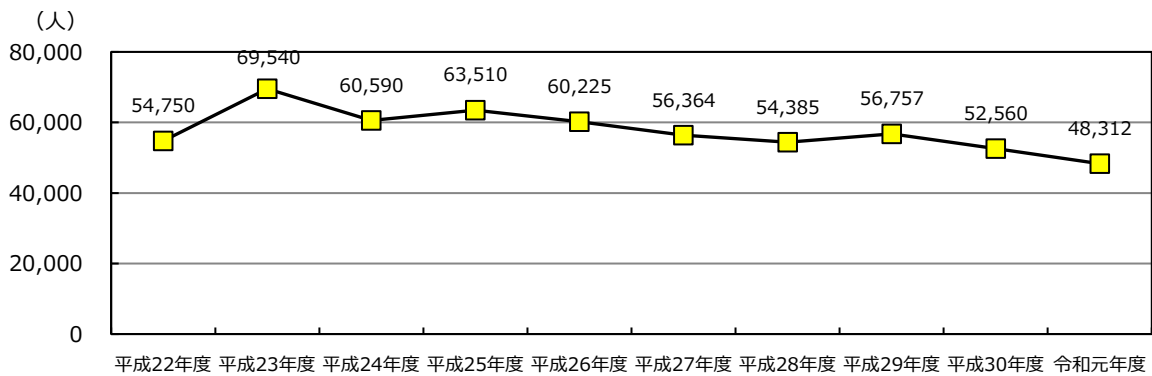
(単位：人)

| 区分   | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 54,750 | 69,540 | 60,590 | 63,510 | 60,225 | 56,364 | 54,385 | 56,757 | 52,560 | 48,312 |

資料：北海道旅客鉄道(株)釧路支社

※普通乗車人員と定期乗車人員の合計

■ JRの利用数の推移



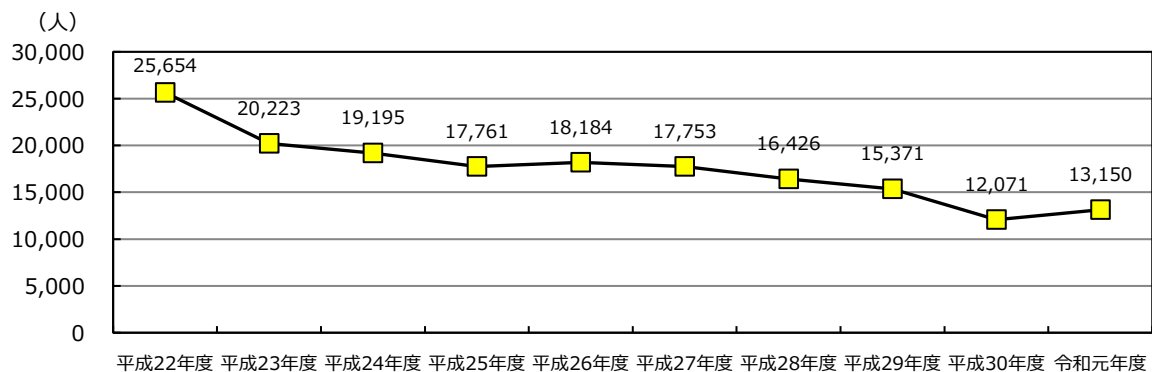
■ 町有バス利用者数の推移

(単位：人)

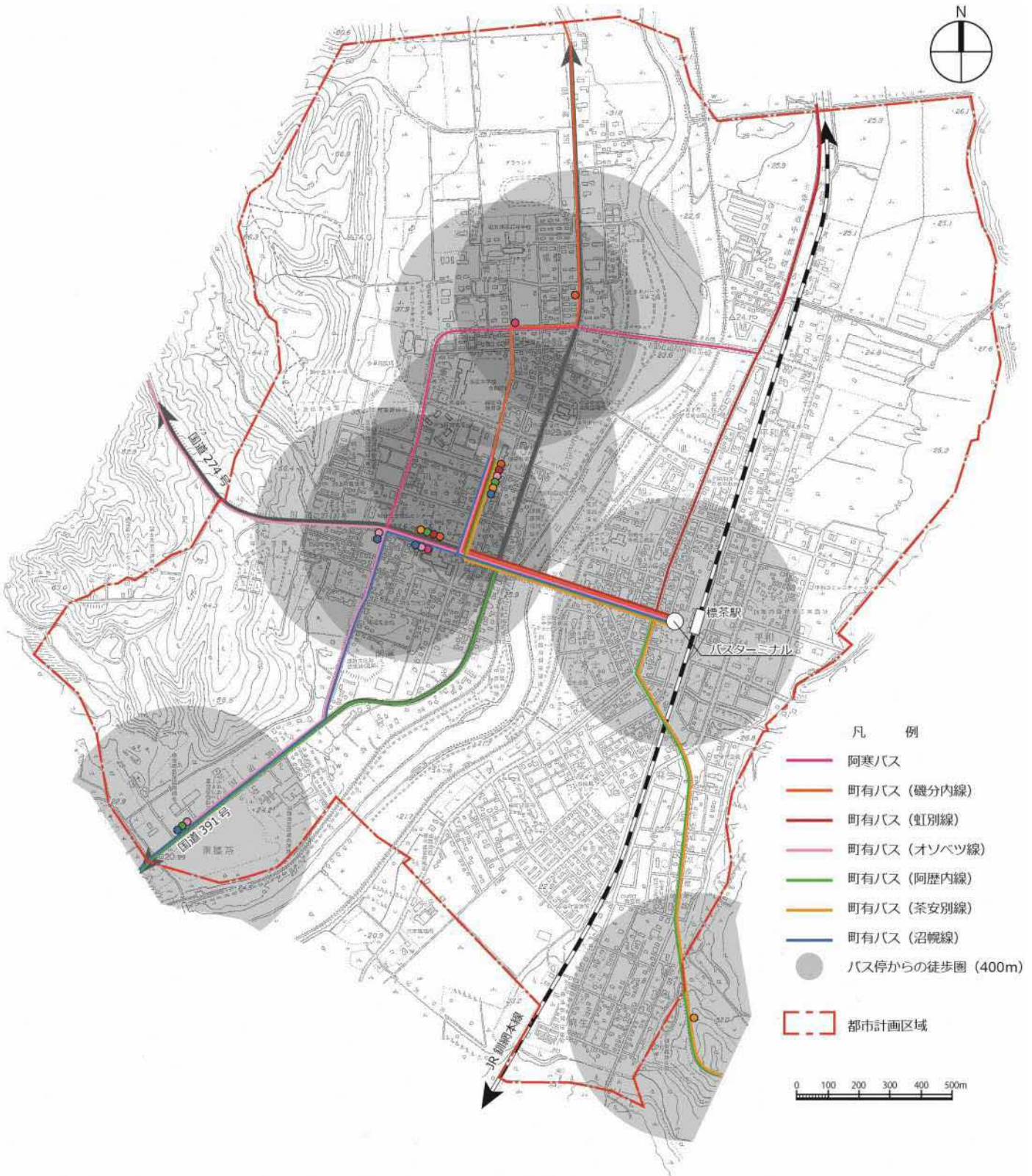
| 区分    | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数    | 25,654 | 20,223 | 19,195 | 17,761 | 18,184 | 17,753 | 16,426 | 15,371 | 12,071 | 13,150 |
| オソハツ線 | 3,324  | 3,467  | 3,225  | 2,781  | 2,772  | 2,738  | 3,248  | 2,106  | 876    | 928    |
| 沼幌線   | 5,217  | 4,184  | 4,276  | 3,039  | 2,523  | 2,997  | 2,862  | 2,467  | 2,742  | 3,301  |
| 阿歴内線  | 2,968  | 1,451  | 1,273  | 1,470  | 1,361  | 1,261  | 1,229  | 1,064  | 621    | 834    |
| 磯分内線  | 4,430  | 2,745  | 3,956  | 4,254  | 5,305  | 4,643  | 3,528  | 4,000  | 3,772  | 4,258  |
| 茶安別線  | 2,340  | 1,806  | 1,453  | 1,816  | 1,776  | 1,686  | 989    | 1,072  | 959    | 1,183  |
| 虹別線   | 7,375  | 6,570  | 5,012  | 4,401  | 4,447  | 4,428  | 4,570  | 4,662  | 3,101  | 2,646  |

資料：管理課

■ 町有バス利用者数の推移



■ 公共交通（バス停）の立地状況と徒歩圏



(2) 交通手段

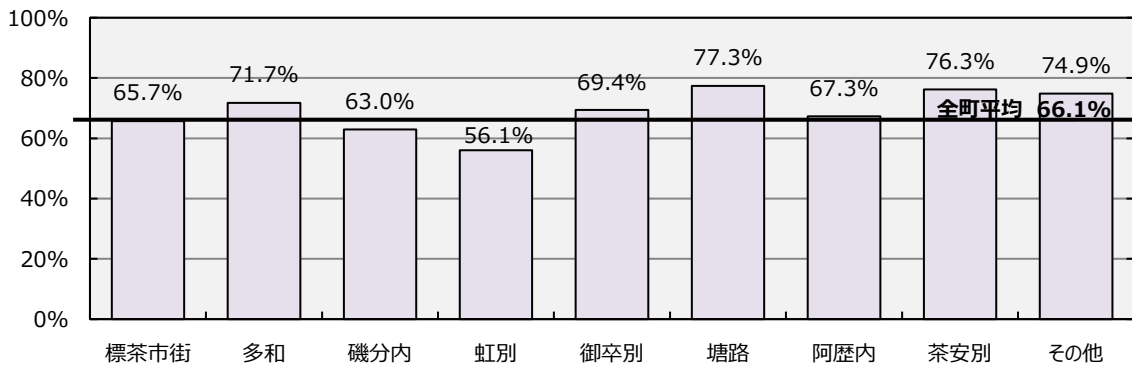
本町の自家用車分担率をみると 66.1%と約7割弱が通勤・通学時に自家用車を利用しています。また、自動車保有状況の推移をみると、近年は一貫して増加しており、交通手段における自動車への依存が高いことが伺えます。

■ 地区別自家用車分担率 (単位:人)

|               | 全町    | 標茶市街  | 多和    | 磯分内   | 虹別    | 御卒別   | 塘路    | 阿歴内   | 茶安別   | その他   |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就業者・通学者<br>総数 | 3,170 | 2,171 | 46    | 270   | 198   | 62    | 75    | 101   | 80    | 167   |
| 自家用車利用        | 2,096 | 1,427 | 33    | 170   | 111   | 43    | 58    | 68    | 61    | 125   |
| 自家用車分担率       | 66.1% | 65.7% | 71.7% | 63.0% | 56.1% | 69.4% | 77.3% | 67.3% | 76.3% | 74.9% |

資料：平成 22 年国勢調査結果（総務省統計局）

■ 地区別自家用車分担率

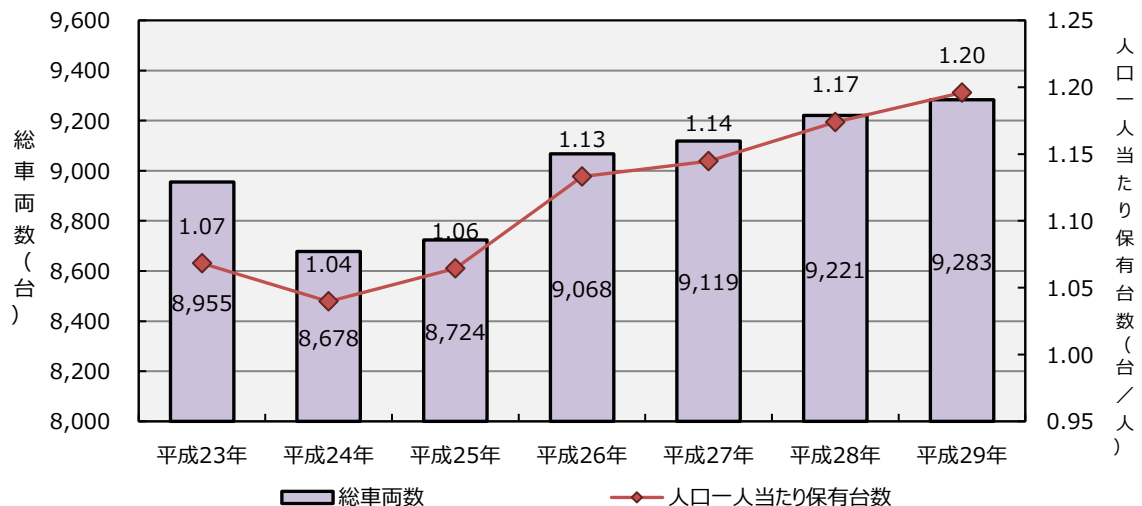


■ 自動車保有数・人口一人当たり保有台数の推移 (単位:台、人、台/人)

|             | 平成<br>23年 | 平成<br>24年 | 平成<br>25年 | 平成<br>26年 | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総車両数        | 8,955     | 8,678     | 8,724     | 9,068     | 9,119     | 9,221     | 9,283     |
| 人口          | 8,383     | 8,347     | 8,197     | 8,002     | 7,966     | 7,855     | 7,762     |
| 人口一人当たり保有台数 | 1.07      | 1.04      | 1.06      | 1.13      | 1.14      | 1.17      | 1.20      |

資料：北海道運輸局 市町村別保有車両数年報（各年 3 月 31 日現在）

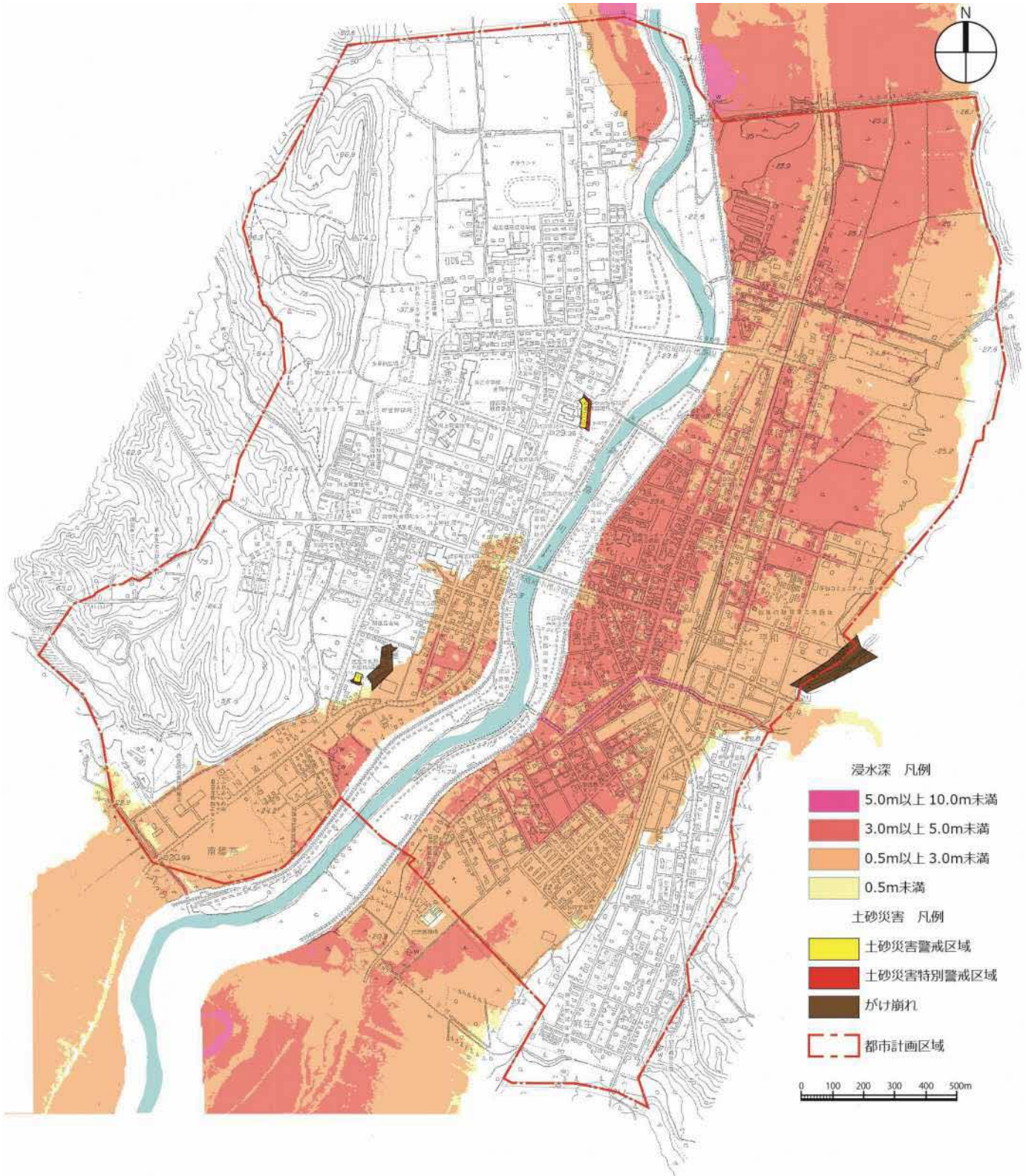
■ 自動車保有数・人口一人当たり保有台数の推移



2-3. 災害の想定される区域

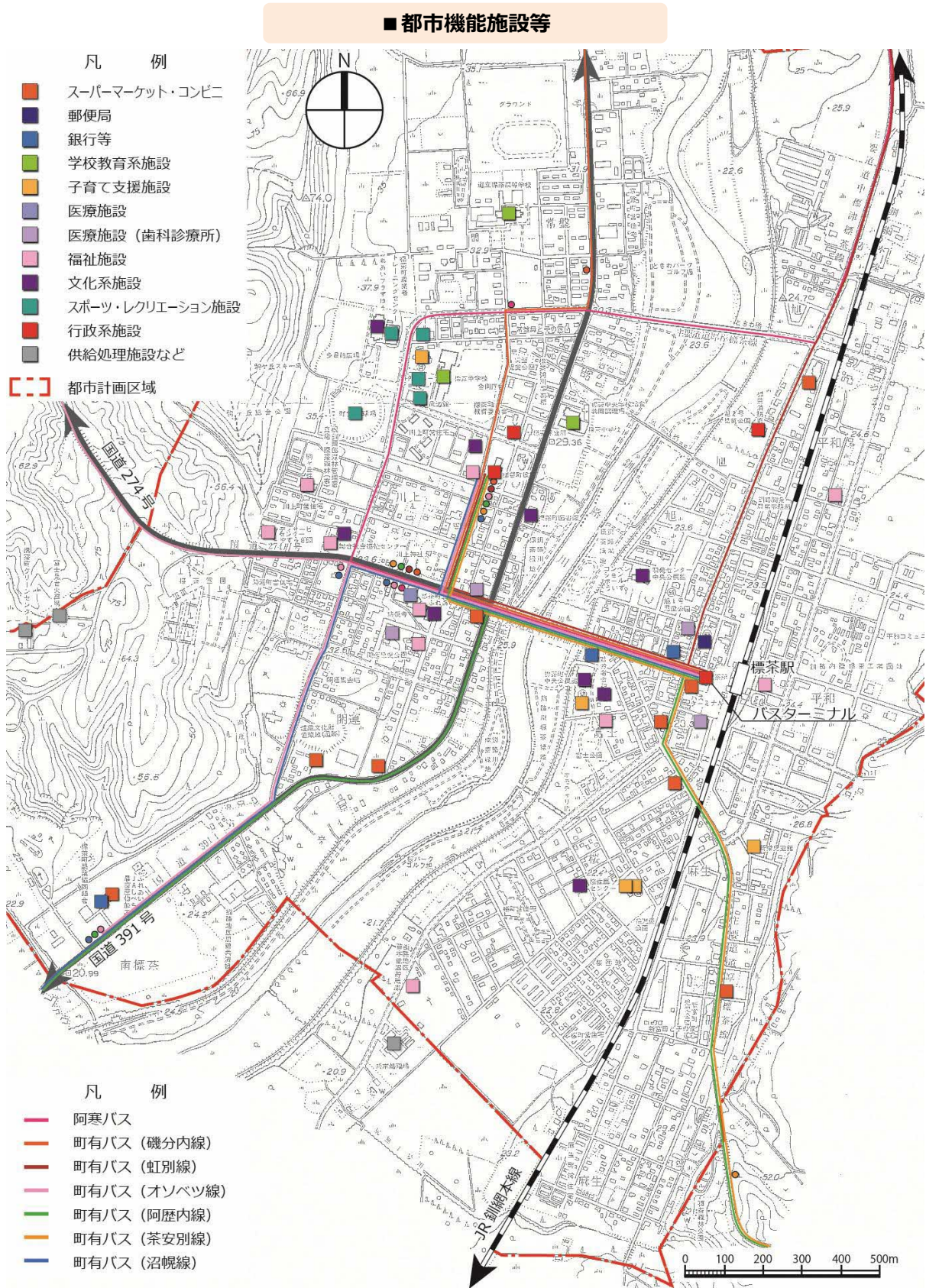
都市計画区域内においては、大雨等による急傾斜地の崩壊が想定される土砂災害警戒区域が3か所あり、いずれも釧路川沿いの丘陵地となっています。

また、釧路川の氾濫による浸水想定区域(1000年に1回起こる大雨を想定)をみると、特に釧路川を挟んで東側の市街地でほとんどの地域が浸水するとされています。



2-4. 都市機能

都市機能施設は、国道274号沿道、役場周辺等に多く集約されています。



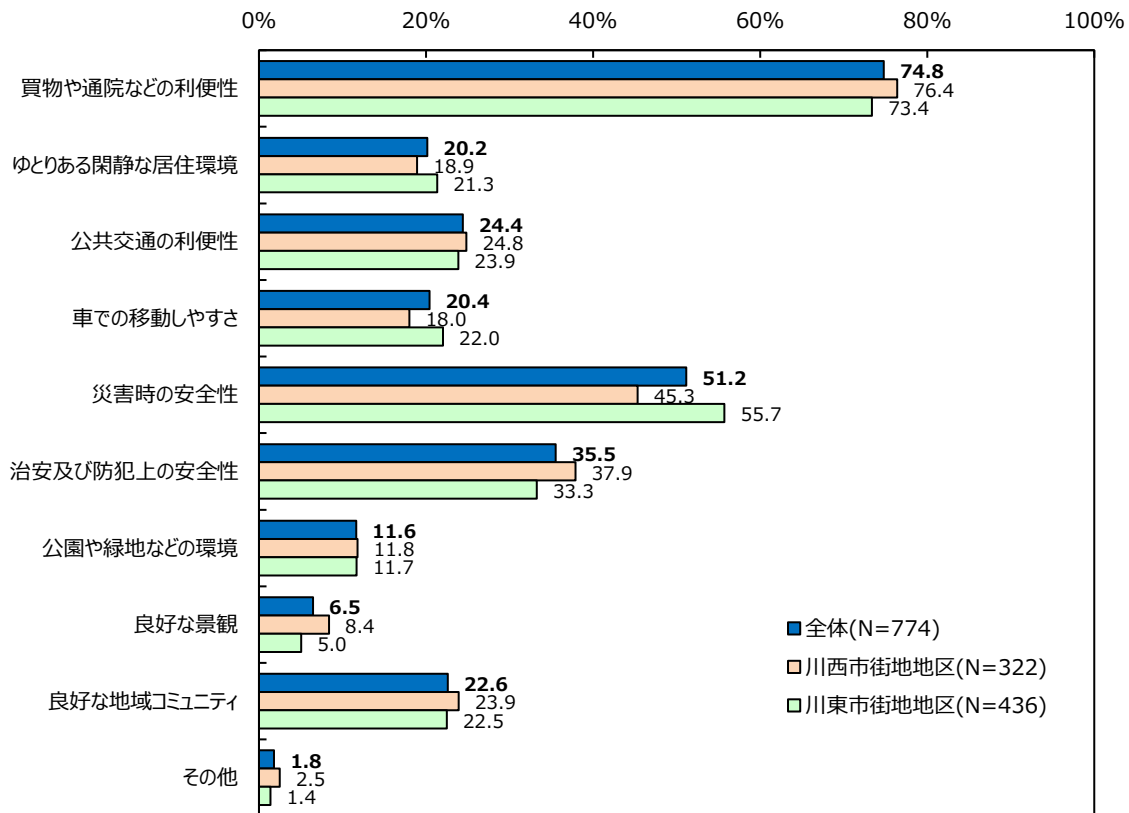
### 3 都市計画を取り巻く意向

本マスタープランの策定に当たって、平成30年12月に町内都市計画域に在住の全世帯を対象にアンケート調査を実施しました（回収率34.1%）。

アンケート調査の結果から、町の将来像や暮らしやすさ、整備意向などを把握します。

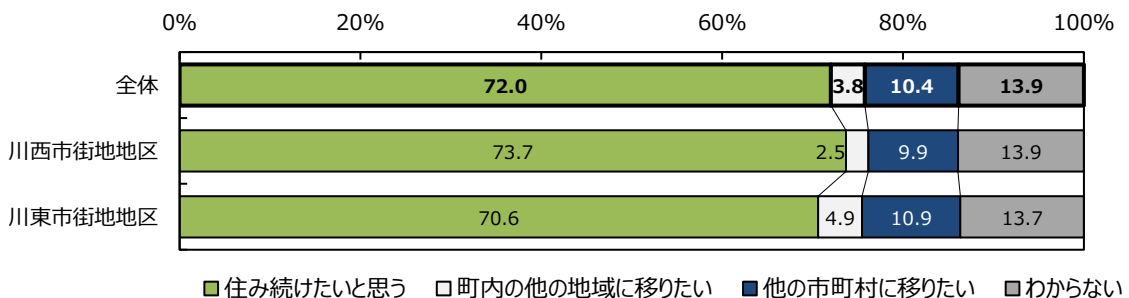
#### 3-1. 居住環境で重要と考えるもの

居住環境で重要と考えるものについては、「買物や通院などの利便性」が74.8%と最も多く、次いで「災害時の安全性」51.2%、「治安及び防犯上の安全性」は35.5%、「公共交通の利便性」24.4%、「良好な地域コミュニティ」22.6%、「車での移動しやすさ」20.4%、「ゆとりある閑静な居住環境」20.2%などとなっています。



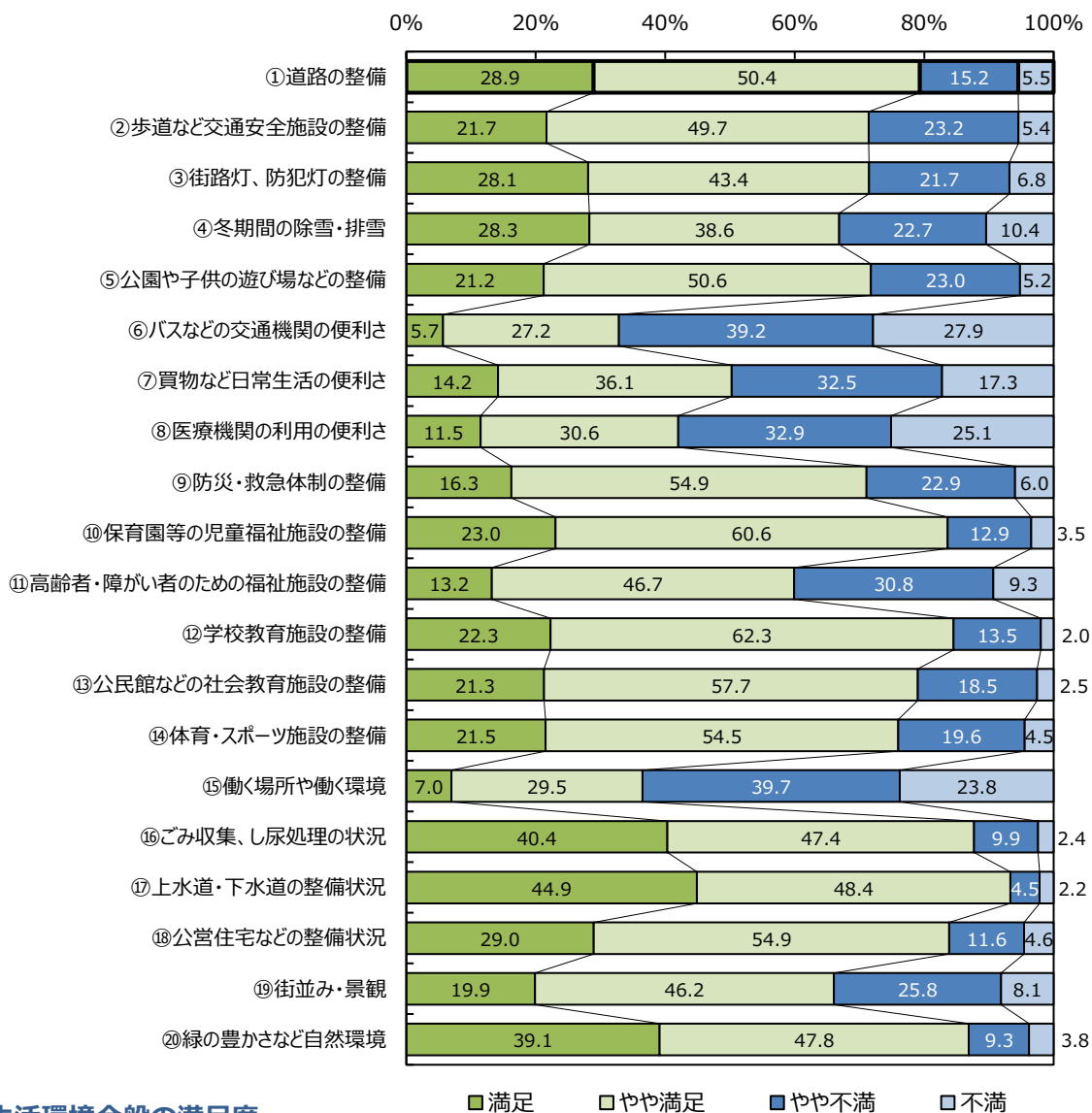
#### 3-2. 将来の居留意向

将来の居留意向については、「住み続けたいと思う」が72.0%で最も多く、「町内の他の地域に移りたい」が3.8%と合わせ、3/4超が町内への居住を意向しています。一方で「他の市町村に移りたい」は10.4%です。



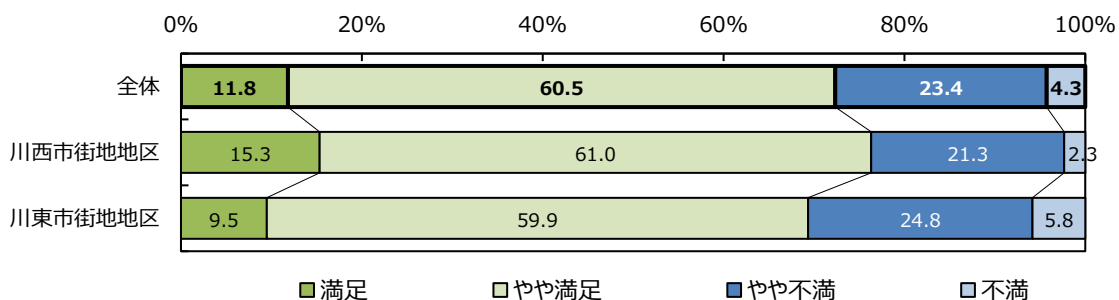
### 3-3. 生活環境の項目別満足度

生活環境の項目別満足度をみると、「満足」または「やや満足」（以下、「満足傾向」という）は「上水道・下水道の整備状況」が93.3%で最も多く、以下、「ごみ収集、し尿処理の状況」が87.7%、「緑の豊かさなど自然環境」が86.9%、「学校教育施設の整備」が84.5%となっています。一方で、「不満」または「やや不満」（以下、「不満傾向」という）は「バスなどの交通機関の便利さ」が67.1%で最も多く、以下、「働く場所や働く環境」が63.5%、「医療機関の利用の便利さ」が58.0%となっています。



### 3-4. 生活環境全般の満足度

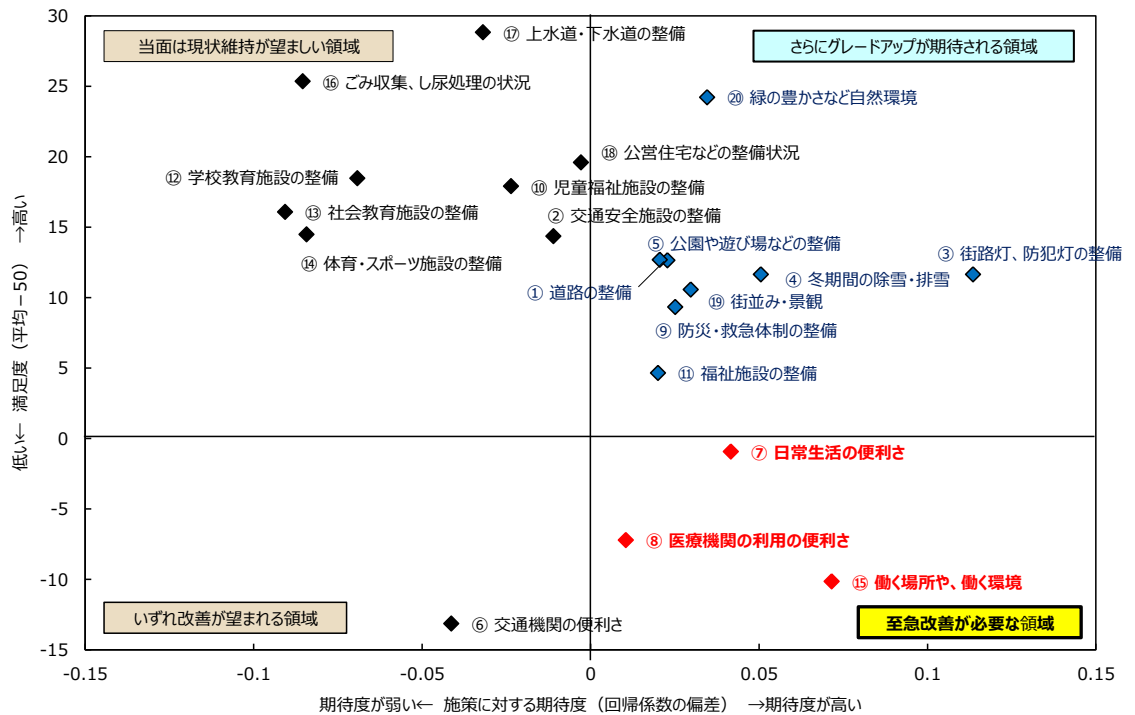
生活全般の満足度については、満足傾向が72.4%、不満傾向が27.6%であり満足傾向が大きく上回っています。居住地区別にみると、川西市街地地区の満足傾向が76.3%と高くなっています。





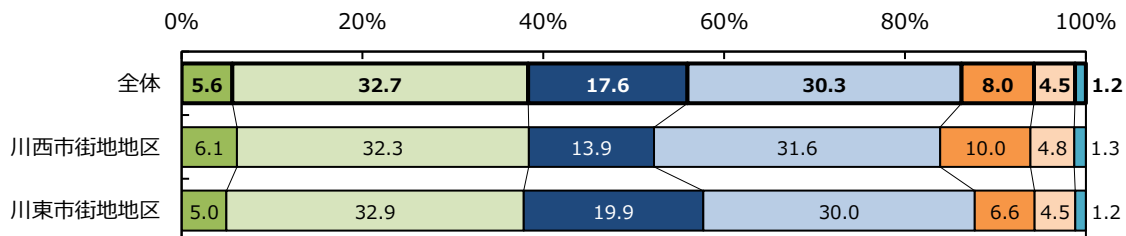
### 3-5. 現状の満足度平均と施策に対する期待度

全体満足度及び各項目満足度結果から現状の満足度平均と各項目の施策に対する期待度を「当面は現状維持が望ましい領域」、「いずれは改善が望まれる領域」、「さらにグレードアップが期待される領域」、「至急改善が必要な領域」の4つの領域に分類し、回答特性をみると、分析結果の有意性がある項目のうち、「至急改善が必要な領域」は、「働く場所や、働く環境」、「医療機関の利用の便利さ」及び「日常生活の便利さ」の3項目であり、「さらにグレードアップが期待される領域」は、「高齢者・障がい者のための福祉施設の整備」、「防災・救急体制の整備」、「街並み・景観」、「冬期間の除雪・排雪」、「街路灯、防犯灯の整備」、「道路の整備」、「公園や子供の遊び場などの整備」及び「緑の豊かさなど自然環境」となっています。



### 3-6. まちづくりの方向性

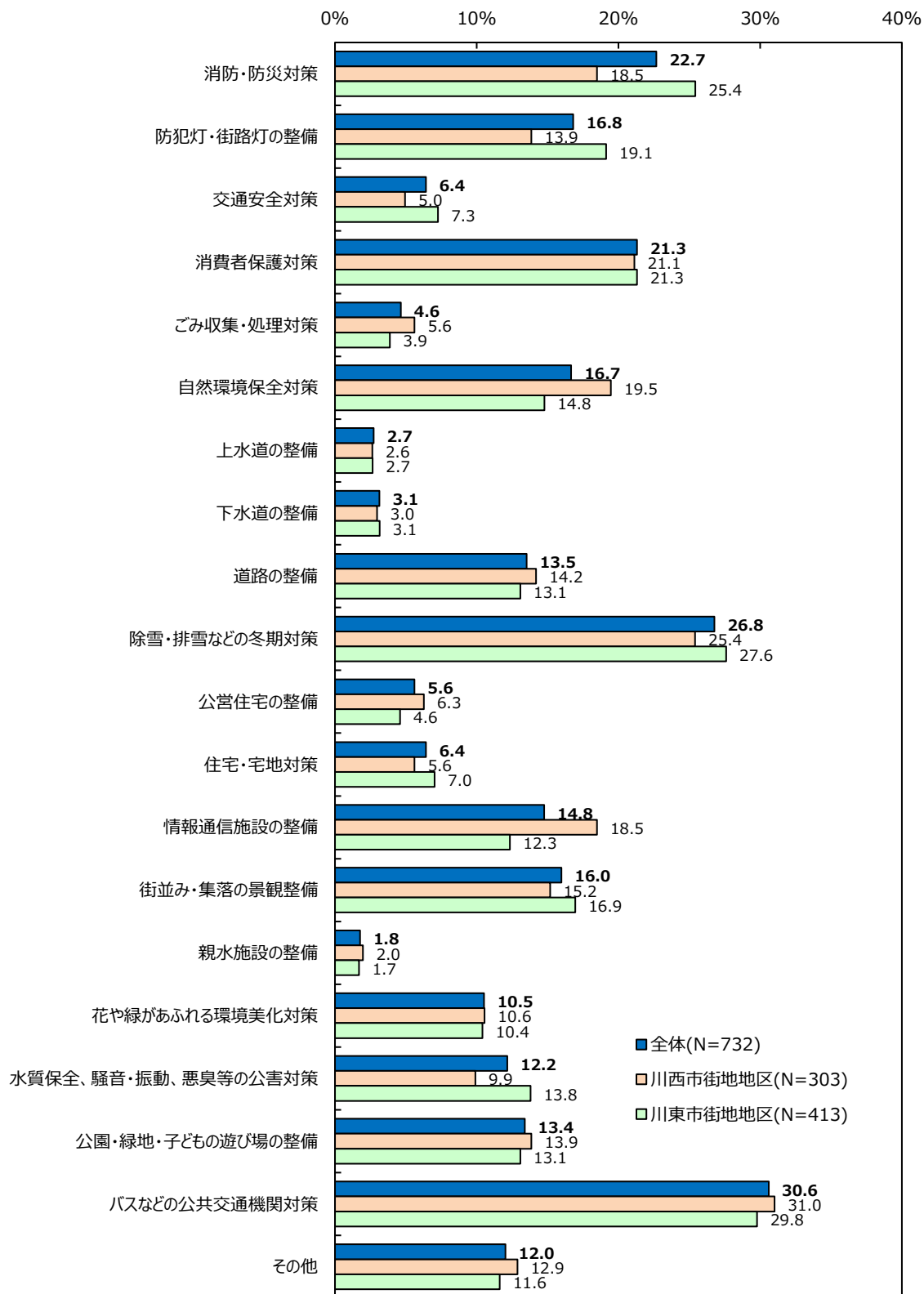
標茶町はどのような特色あるまちにすべきか、ということについては、「健康づくりができ、医療・福祉や社会保障が充実した健やかに暮らせるまち」が32.7%で最も多く、次いで「農・林・水産業及び商工業が活性化し、観光資源のある活気あふれるまち」が30.3%となっています。



- 自然環境を保全し、良好な地域景観のある環境負荷の少ないみどり豊かなまち
- 健康づくりができ、医療・福祉や社会保障が充実した健やかに暮らせるまち
- 住宅やインフラが整い生活環境が充実し、防災にも配慮した安心して暮らせるまち
- 農・林・水産業及び商工業が活性化し、観光資源のある活気あふれるまち
- 子育て支援・児童福祉や学校教育の充実し、文化活動や交流のある笑顔あふれるまち
- 住民や行政をはじめ、近隣市町村とも連携したともに進めるまち
- その他

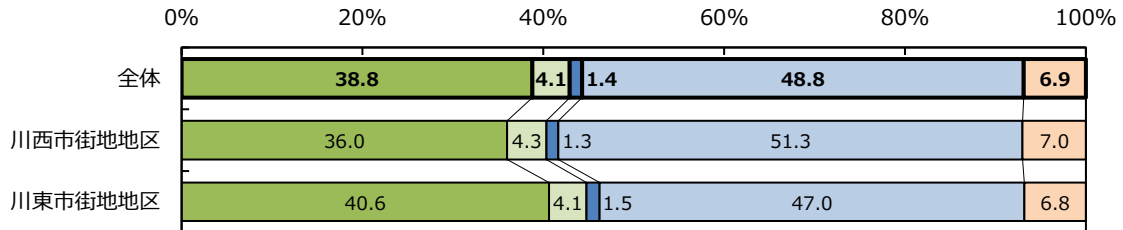
### 3-7. まちづくりの重点対策（複数回答）

まちづくりの重点対策について（複数回答）は、「バスなどの公共交通機関対策」が30.6%で最も多く、以下、「除雪・排雪などの冬期対策」が26.8%、「消防・防災対策」が22.7%、「消費者保護対策」が21.3%となっています。



## 3-8. 持続的な発展のため行っていくべきまちづくり

標茶町が持続的な発展のために行っていくべきまちづくりの方向性については、「農・林・水産業及び商工業が活性化し、観光資源のある活気あふれるまち」が48.8%で最も多く、次いで「人口減少や税収の減少などに柔軟に対応できるように、徒歩や公共交通などで移動できる範囲に店舗、病院、公共施設などを集める」が38.8%となっています。



- 徒歩や公共交通などで移動できる範囲に店舗、病院、公共施設などを集める
- 現状の道路や下水道、学校などの公共施設などを現状のまま維持していく
- 郊外型の住宅開発やそれに伴う新たな道路や下水道、公共施設などの整備を積極的に行う
- 農・林・水産業及び商工業が活性化し、観光資源のある活気あふれるまち
- その他

